

第6章 日本社会における子どもに対するステレオタイプ

第5章では、SCMという分析枠組みについて確認した。SCMの内容を概観したうえで、日本社会における各種集団に対するステレオタイプの先行研究と、各国における子どもに対するステレオタイプに触れた先行研究についてもレビューした。

しかし、筆者の知る限り、子どもに対する社会内のステレオタイプの内容に焦点を当てた研究は、(国内外を問わず)見当たらなかった。そこで、筆者は、この点に焦点を当てたステレオタイプ調査を実施した。SCMの分析枠組みに基づき、日本社会において、子どもという集団に対する人々のステレオタイプにはどのような特徴があるのかを実証的に明らかにすることを試みた。本章では、その調査結果を報告する。

6-1 ステレオタイプ調査の概要

6-1-1 調査参加者

調査会社（株式会社マクロミル）に回収を委託して、オンライン調査の登録モニター¹⁷²⁾を対象に「集団イメージに関するアンケート」¹⁷³⁾と題する質問票調査を実施した。全国の20歳から69歳までの一般人を対象として、性別及び年代別に回収目標件数を設定し、計840人から回答を得た。

日本の人口構成比に合わせて、性別及び年代別に層化抽出した回答者であり、代表性のあるサンプルといえる¹⁷⁴⁾。もし仮に性別及び年代以外の点で

172) 当該登録モニター総数は約120万人（2018年6月時点）。

173) 調査の題名には子どもを連想する文言は含めなかった。したがって、子どもに対して特段の関心・意見を持つ人が高い割合で参加して回答した、というサンプルの偏りはない。

174) ただし、オンライン調査によるサンプルの代表性について的一般的な課題については、第1章1-2-1注58参照。

何らかの偏りがあったとしても、SCMの大半の先行研究で使われてきた学生サンプル（第5章5-2参照）と比べれば、はるかに代表性が高い。

調査の実施時期は、2018年12月14日から16日であった。

6-1-2 質問票の設計

6-1-2-1 集団リスト

調査では、次の計16個の集団について質問した。1人の回答者に16集団すべてについて回答してもらうのは質問票が長くなり過ぎるため、4集団ずつ4バージョンに分けて、各バージョンに回答者を210人ずつ割り付けた（バージョンごとに、性別及び年代別の人口構成比が維持される形で割り付けた）。

つまり、1人の回答者は、次のAからDまでのいずれかのバージョンに割り当てられ、割り当てられたバージョンに含まれる4集団について回答した。各バージョン内での4集団は、回答者ごとに無作為の順番で提示した。

バージョンA：青少年、小学生、犯罪者、身体障害者

バージョンB：非行少年、子ども、貧困層、キャリアウーマン

バージョンC：ティーネイジャー、富裕層、主婦、中国人

バージョンD：中学・高校生、幼児、ホームレス、高齢者

予備調査で集団リストを決める方法（前記5-1-2のSCM研究の標準的手順）ではなく、筆者の裁量で集団リストを作成した。子どもに対するステレオタイプの解明という明確な調査目的があったためである。

まず、第5章（5-3）で先行研究を整理したとおり、子どもの年齢層によって、抱かれるステレオタイプの内容が異なる可能性がある。そこで、様々な年齢層・表現の子どもに関する集団（「青少年」「小学生」「子ども」「ティーネイジャー」「中学・高校生」「幼児」）を入れた。年齢層・表現が変わることで、ステレオタイプの内容が変わるかを探求する意図である。

さらに、非行少年に対する態度と青少年一般に対する態度の違いを確認するべく、「非行少年」も集団リストに含めた。あわせて、非行少年と大人の犯罪者の比較をするべく、「犯罪者」も含めた。

また、比較対象として、子ども以外の集団（「身体障害者」「キャリアウーマン」「富裕層」「主婦」「中国人」「ホームレス」「高齢者」）もいくつかリストに含めた。子どもに関する集団のみを測定したとしても、それだけでは得点の大小の意味が見えにくいためである。他の集団と相対的に比較することによって初めて、子どもに関する集団に対するステレオタイプの大きさと特徴が把握できる。比較対象として用いたのは、いずれもすでに日本におけるステレオタイプの先行研究（第5章5-2-2及び前掲注167参照）がある集団である¹⁷⁵⁾。

なお、回答の際のキャリーオーバー効果を避けるため、4集団ずつバージョン分けする際には、類似性が高い集団（例えば、「青少年」「ティーネイジャー」「中学・高校生」など）は同じバージョンに含まれないようにした¹⁷⁶⁾。

6-1-2-2 質問項目

実際に用いた具体的な質問文は、巻末の資料6-Aのとおりである。まず、対象集団に対する人々のステレオタイプを測定した。それに加えて、ステレオタイプの規定要因となる社会構造的要因や、対象集団に対する感情（偏見）・行動（差別）についても、それぞれ測定した。

質問では、対象集団が社会内で一般的にどのように捉えられていると思うかを回答してもらった。つまり、回答者個人の意見ではなく、典型的な日本人がどのように思っているかを尋ねる質問方法を用いた。これは、回答者の社会的望ましさバイアスを回避する意図で、SCM研究で標準的に使われている質問方法である（Cuddy et al. 2007; Kervyn et al. 2015など）。各項目について、「全くあてはまらない」（1点）から「非常によくあてはまる」（7点）までの7段階で回答してもらった。そのうえで、以下の各概念について、それぞれの尺度を構成する項目の平均値を得点として分析に用いた。

具体的には、ステレオタイプについて、「人柄」を6項目（心優しい、正直である、表裏がない、温かい、親しみやすい、感じのいい）、「能力」を4項目（有

175) 温かい集団として、「高齢者」「主婦」。冷たく高能力な集団として、「富裕層」「キャリアウーマン」。冷たく低能力な集団として、「身体障害者」「貧困層」「ホームレス」。また、先行研究によって結果が異なる集団だが、外国人（ただし、「外国人」では抽象的過ぎるため、本研究では、現在最も日本国内の在留者数が多い「中国人」を一例として取り上げた）。

176) 1人の回答者が類似性の高い集団を2つ以上回答する場合には、後に提示される集団については、思考を止めて先に提示された集団と同じ回答をしてしまう可能性がある。16集団の中から完全に無作為に4集団を提示するのではなく、4集団ずつリストを固定してバージョン分けする形式にしたのも同じ理由による。

能である、知能が高い、技能を持つ、他人に依存しない)で測定した¹⁷⁷⁾。「人柄」の6項目のうち、前半3項目は倫理性、後半3項目は社交性に関する項目である。なお、回答結果について対象集団別にクロンバッックの α 係数を算出したところ、「人柄」の6項目では $\alpha_s=0.83 \sim 0.92$ 、「能力」の4項目では $\alpha_s=0.76 \sim 0.90$ であり、尺度として十分な信頼性が確認された。

また、ステレオタイプの規定要因も測定した。対象集団に対する「人柄」の認知を予測する社会構造的要因である「競合」を4項目($\alpha_s=0.76 \sim 0.93$)で測定した¹⁷⁸⁾。なお、本研究では、「能力」の認知を予測する社会構造的要因とされる「地位」については測定しなかった。先行研究で使われてきた「地位」の尺度は、仕事、経済的成功、教育の程度といった項目で構成されており、子どもを対象に使うには不適当だったためである。

感情(偏見)については、「軽蔑」(軽べつする、嫌悪を感じる、 $\alpha_s=0.71 \sim 0.93$)、「称賛」(称賛する、誇りに思う、 $\alpha_s=0.73 \sim 0.90$)、「同情」(同情する、気の毒に思う、 $\alpha_s=0.53 \sim 0.83$)¹⁷⁹⁾、「嫉妬」(ねたむ、うらやましく思う、 $\alpha_s=0.18 \sim 0.81$)をそれぞれ2項目ずつで測定した¹⁸⁰⁾。なお、「嫉妬」については、子どもに関する集団で α 係数が低かった¹⁸¹⁾。子どもに関する集団に対しては、うら

177) Leach et al. (2007) 及び Kervyn et al. (2015) の項目をベースに、子どもに関する尺度としての日本語の自然さに配慮して微調整を加えた。10項目の原語となった英単語は、good-natured, honest, sincere, warm, friendly, likable, competent, intelligent, skilled, independent。

Kervyn et al. (2015) の「人柄」尺度のうち1項目 trustworthy (信頼できる)は、子どもの集団を念頭におく場合にはむしろ「能力」に関する項目になってしまう可能性があると考え、本研究では外した。代わりに、good-natured (心優しい) (Boysen 2017; Fiske et al. 2002)を入れた。sincere の訳語は、『誠実』だと子どもを対象とする場合にはやや違和感があるので、『表裏がない』と訳出した。また、「能力」尺度については、Fiske et al. (2002) などに含まれる independent (他人に依存しない) を追加した。「能力」尺度については、他に capable という項目が使われる事もあるが、日本語に訳すと competent と同じく『有能である』になってしまうため使わなかった。

178) 4項目の具体的な文言は資料6-A参照。Kervyn et al. (2015) の項目から4項目を抜粋し、文言を微調整した。realistic threat (現実的脅威) と symbolic threat (象徴的脅威) という2種類の脅威から2項目ずつ採用した。また、resource という語が使われている項目は、簡明な日本語訳が難しい(単に『資源』と訳すと意味が不明瞭になりかねない)ため、採用を避けた。

179) 「同情」の2項目は、 α 係数が全体的にやや低めであった。7集団(非行少年、貧困層、ティーネイジャー、中国人、幼児、ホームレス、高齢者)で0.7を下回った。とはいえ、それ以外の9集団では0.7以上だったので、本研究ではこの2項目による尺度としてそのまま分析に用いることにした。

180) Cuddy et al. (2007) の尺度をそのまま用いた。8項目の原語となった英単語は、contempt, disgust, admire, proud, pity, sympathy, envious, jealous。

やましく思う度合いが高い一方で、ねたむ度合いは低い傾向にあったためである。本研究では、この2項目からなる尺度として「嫉妬」をそのまま分析に用いることにしたが、尺度としての信頼性には課題があることに留意されたい。

行動(差別)については、「積極的支援」(手助けする、守る、 $\alpha_s=0.74 \sim 0.92$)、「積極的加害」(非難する、攻撃する、 $\alpha_s=0.52 \sim 0.90$)¹⁸²⁾、「消極的支援」(手を組む、連携する、 $\alpha_s=0.67 \sim 0.90$)¹⁸³⁾、「消極的加害」(避ける、距離を置く、 $\alpha_s=0.77 \sim 0.91$)をそれぞれ2項目ずつで測定した¹⁸⁴⁾。

6-2 ステレオタイプ調査の結果

6-2-1 子どもに対するステレオタイプ

6-2-1-1 「人柄」と「能力」のマッピング

それでは結果を見ていく。まず、人々は子どもに関連する集団に対して、どのようなステレオタイプを持っているのだろうか。

図6-1は、各集団が獲得した「人柄」と「能力」の得点について、全回答者(各集団につき $N=210$)の平均値を2次元で図示したものである。前記のとおり7件法で測定したため、4点(「どちらでもない」)が理論上の中立点である(図中では、中央の十字線で表示している)。

図中の5つの円囲みは、似た者同士をグループ分けした結果を示している。筆者が恣意的に分類したわけではなく、クラスター分析(ウォード法)によ

181) 子どもに関する集団の α 係数は、青少年0.37、小学生0.48、子ども0.35、ティーネイジャー0.55、中学・高校生0.28、幼児0.19。なお、5集団(身体障害者、貧困層、富裕層、中国人、ホームレス)では0.7以上であった。

182) 「積極的加害」の2項目は、3集団(非行少年、中国人、ホームレス)において α 係数がやや低かったものの、それ以外の13集団では0.7以上であった。

183) 「消極的支援」の2項目は、小学生においてのみ α 係数がやや低かったが、それ以外の15集団では0.7以上であった。

184) 「積極的支援」及び「消極的支援」は Cuddy et al. (2007)、「積極的加害」「消極的加害」は Sadler et al. (2015) の尺度を用いた。8項目の原語となった英単語は、help, protect, attack, aggress, cooperate with, associate with, avoid, distance from。日本社会により合う単語と日本語に訳したときの自然さに留意して、2つの先行研究の項目を使い分けた。Cuddy et al. (2007)の消極的加害の項目(exclude, demean)は、日本語(排除する、おとしめる)にすると日本社会では積極的加害のニュアンスが含まれてしまうため、最善ではないと考えた。

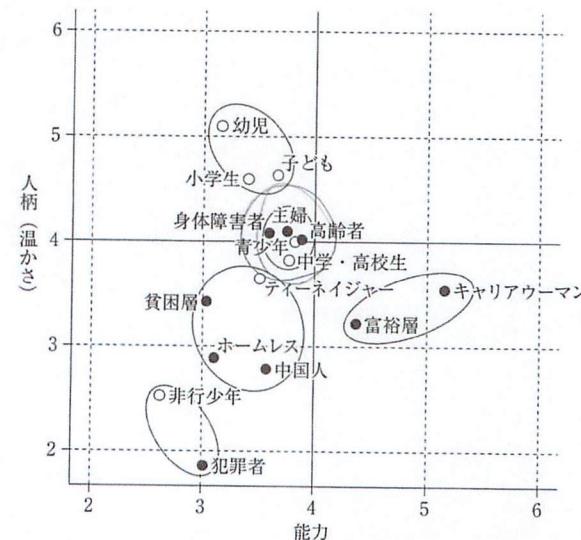


図 6-1：各集団に対するステレオタイプの2次元構造（認知得点の平均値）

って、5つのクラスターに分類した結果である¹⁸⁵⁾。絶対的なグループ分けを示したいという趣旨ではないが、特徴が似た集団をおおまかに機械的に分類することで、考察の手助けとすることができます。上部のクラスター《幼児、小学生、子ども》は温かい人柄で低能力、中央部のクラスター《身体障害者、高齢者、主婦、青少年、中学・高校生》は中程度の人柄でやや低い能力、右下部のクラスター《キャリアウーマン、富裕層》は冷たい人柄で高能力、左下部のクラスター《ティーネイジャー、貧困層、ホームレス、中国人》は冷たい人柄で低能力、最左下部のクラスター《非行少年、犯罪者》はとても冷たい人柄で低能力というイメージを持たれている。

185) クラスター分析の基本原理については、第3章(3-2-2)参照。階層的クラスター分析の一般的な手法の1つであるウォード法を用いた。また、クラスター数については、16集団をおおまかに分類することで考察を促進するという目的に照らして、数が少な過ぎず多過ぎないことを重視したうえで、デンドログラムの高さやクラスター結合状況の指標値も加味して、5に設定した。なお、クラスター数を絞って3にする場合には、上部と中央部のクラスターが結合し、左下部と最左下部のクラスターが結合した。

6-2-1-2 ステレオタイプに関する5つの発見

そのうえで、結果の細部を見ると、以下の5つの発見がある。

第一に、先行研究の結果からも示唆されていたとおり（第5章5-3参照）、子どもの年齢層によって、人々から抱かれる子ども集団のイメージがたしかに異なる。様々な年齢層について質問した本研究では、より具体的に、小学生以下か中学生以上かを境に、子ども関連の集団に対する人々のイメージが大別されることが確認できた。

まず、人柄についてみると、幼い年齢層の子ども（「幼児」「小学生」「子ども」）に対しては温かいイメージが抱かれている。しかし、高めの年齢層の子ども（「青少年」「中学・高校生」「ティーネイジャー」）に対しては、温かさのイメージが大きく下がる¹⁸⁶⁾。両者の人柄の得点を比べると、いずれの集団の間にも統計的に有意な差がある（Tukey-Kramer検定による多重比較で $p < 0.001$ ）。

他方で、高めの年齢層の子どもは、能力のイメージは上がるものの、若干の上昇にとどまる。幼い年齢層で最も能力の得点が高かった「子ども」と比較すると、「中学・高校生」も「青少年」もほぼ変わらない¹⁸⁷⁾。「ティーネイジャー」に至っては、むしろ「子ども」よりも能力の得点が低い¹⁸⁸⁾。

第二に、高めの年齢層の子どもが、身体障害者、高齢者、主婦と同じクラスターに分類されたことは、注目に値する。高めの年齢層の子ども（「青少年」「中学・高校生」「ティーネイジャー」）に対して抱かれているイメージは、おおむね中庸（中程度の人柄でやや低い能力）なものである¹⁸⁹⁾。したがって、他の集団と相対的に比べて、彼らに対して、強く偏ったステレオタイプが社会内で抱かれているわけではないことがわかった。もっとも、もし身体障害

186) 人柄の得点の平均値は、幼い年齢層では、「幼児」5.10（標準偏差0.96）、「小学生」4.59（標準偏差0.92）、「子ども」4.63（標準偏差0.94）。高めの年齢層では、「青少年」4.00（標準偏差0.84）、「中学・高校生」3.82（標準偏差0.87）、「ティーネイジャー」3.65（標準偏差0.85）。

187) 能力の得点の平均値は、「子ども」3.66（標準偏差0.93）、「中学・高校生」3.77（標準偏差0.91）、「青少年」3.82（標準偏差0.86）、「ティーネイジャー」3.51（標準偏差0.90）。「子ども」と「中学・高校生」の差は統計的に有意ではない。「子ども」と「青少年」の差は、ウェルチのt検定（両側）で $p < 0.1$ （片側では $p < 0.05$ ）。

188) 「子ども」と「ティーネイジャー」の差は、ウェルチのt検定（両側）で $p < 0.1$ （片側では $p < 0.05$ ）。

189) なお、人柄と能力の得点を比較すると、「青少年」と「ティーネイジャー」については人柄>能力の大小関係がある（対応のあるt検定（両側）で、 $p < 0.001$ と $p < 0.05$ ）。

者、高齢者や主婦に対するステレオタイプ（低能力のイメージ）を社会的な問題として取り上げるのであれば、同じクラスターに分類される高めの年齢層の子どもに対するステレオタイプもやはり同様に取り上げるべきであろう。

第三に、「ティーネイジャー」は、「青少年」「中学・高校生」を含むクラスターではなく、貧困層、ホームレス、中国人と同じクラスター（冷たい人柄で低能力）に分類された。すなわち、高めの年齢層の子ども集団の中でも、「ティーネイジャー」という表現をした場合には、「青少年」「中学・高校生」に比べて、人柄・能力ともに低くイメージされることがわかった。このクラスター分析はあくまでも考察の手助けのための1つの分類のあり方に過ぎないが¹⁹⁰⁾、統計的に検定した場合にも、「ティーネイジャー」と「青少年」「中学・高校生」との間には人柄・能力ともに有意な差が確認された（ウェルチのt検定（両側）で $p < 0.05$ ）。このことから、類似の年齢層の子ども集団であっても、集団のくくりの表現・名称によって、イメージの内容が変わることがわかった。

また、幼い年齢層の子どもについて、「子ども」という表現のほうが「幼児」「小学生」よりも能力が高く認知されることにも注目したい（これは単に表現の差異だけでなく、念頭におかれる年齢層も異なるためかもしれない¹⁹¹⁾）。したがって、幼い年齢層の子どもに対する低能力のステレオタイプを避けたい場面では、「幼児」や「小学生」よりも「子ども」という表現を使用するほうが好ましい可能性がある。

第四に、第一部の法意識調査では、中学生以上の子の有無によって、法意識の傾向に違いがあった（第2章2-2-2、第4章4-2-3及び4-2-4-3）。そこで、ステレオタイプ調査の結果についても、中学生以上の子の有無による違いがあるかを分析した¹⁹²⁾。すると、中学生以上の子を持たない回答者のほうが、「中学・高校生」という集団に対しては人柄・能力ともにイメージが悪かつ

190) 例えば、クラスター分析の別の手法として、非階層的なK平均法を用いて5クラスターに分類する場合には、《幼児》《小学生、子ども》《青少年、中学・高校生、ティーネイジャー、身体障害者、高齢者、主婦》《キャリアウーマン、富裕層》《貧困層、中国人、ホームレス、犯罪者、非行少年》と分類されたりする。このK平均法による分類の場合には、「ティーネイジャー」も「青少年」「中学・高校生」と同じクラスターに分類される。

191) 「子ども」は主に低年齢層を指すイメージが強いと思われるものの、回答者によっては、小学生よりも上の年齢層も含めてイメージしたのかもしれない。

た。具体的には、子あり群（N=87）による「中学・高校生」の平均値は、人柄4.00（標準偏差0.73）、能力3.96（標準偏差0.88）であったのに対して、中学生以上の子なし群（N=123）による平均値は、人柄3.70（標準偏差0.94）、能力3.63（標準偏差0.91）であった（いずれもウェルチのt検定（両側）で $p < 0.05$ ）¹⁹³⁾。

他方で、「青少年」など他の子ども集団については、中学生以上の子の有無によるイメージの差異は見られなかった。したがって、（子なし群からの）高めの年齢層の子どもに対する否定的なステレオタイプを避けたい場面では、「中学・高校生」よりも「青少年」という表現を使用するほうが好ましい可能性がある。

第五に、「非行少年」は、高めの年齢層の一般的な子ども集団（「青少年」など）とは大きく異なる得点傾向であり、「犯罪者」と同じクラスターに分類された。人々は、やはり「非行少年」には、高めの年齢層の子ども一般とは異なるイメージを抱いていることが確認できた。

この点は、第一部の法意識調査とも関連して、興味深い。第一部の分析では、「刑事司法」の法定年齢を低く志向する一方で、「政治参加」の法定年齢を高く志向する法意識タイプの存在を明らかにした。そして、法定年齢の志向性の不整合から、これを「差別型」と名付けた（第3章3-2-3参照）。しかし、一般の青少年らに対するイメージと非行少年に対するイメージが明確に違うのだとすれば、（本来は誰にでも適用されるはずの）法定年齢を考える際にも、一般の青少年らと非行少年とを異なる2つの集団として区別する態度が強い人々がいる可能性がある¹⁹⁴⁾。もしそうだとすれば、「差別型」の法意識タイプの人も、必ずしも一般の青少年らに対して蔑視的・差別的な態度を抱

192) ステレオタイプ調査では、「典型的な日本人」の認知・感情・行動を質問したため、厳密にいえば各回答者自身の意見が回答されたわけではない（6-1-2-2参照）。とはいっても、「典型的な日本人」を考える際には自身の身近な人々（自身と相互に社会的影響を受けている人々）を手掛かりに考えるはずであるから、各回答は回答者自身の意見に近いものだろうと推測できる（Wolkenstein & Meyer 2008: 16-17参照）。そこで、本書では、回答者自身の属性（中学生以上の子の有無）を説明変数とする分析については、便宜上、各回答が回答者自身の意見に相当するとみなして解釈をした。

193) 中学生以上の子の有無については、質問票の末尾に質問を設けて確認した。子の有無をまず尋ねたうえで、いる場合には子の年齢について、法意識調査の質問票（巻末の資料1-A参照）のF8_SQ1と同様の選択肢（ただし、娘と息子の区別なし）から選択してもらった。

194) 2017年度日本法社会学会学術大会における研究報告の際に、江口厚仁氏（九州大学教授）からご指摘いただいた視点である。

いているわけではないのかもしれない。

その一方で、「非行少年」と「犯罪者」のイメージの差異も指摘しておきたい。両者は類似する集団として同じクラスターにくくられたが、両者の得点には差異がある。「非行少年」は、「犯罪者」ほどは冷たくなく、「犯罪者」よりも低能力だと人々から認知されていることがわかった¹⁹⁵⁾。

6-2-2 子どもに対するステレオタイプの規定要因——「競合」と「人柄」の関係性

次に、一般的にSCMの理論モデルでは、集団に対する「人柄」のステレオタイプは、自身（正確には自分が属する内集団）にとって当該集団がどのくらい脅威的かという「競合」の社会構造的要因によって予測できるとされている（第5章5-1-3参照）。子どもに関する集団の場合にも、これはあてはまるのであろうか。

まず、集団レベルでの「人柄」と「競合」の平均得点の間の相関関係を見てみよう。すると、子ども関連の6集団（「青少年」「小学生」「子ども」「ティーネイジャー」「中学・高校生」「幼児」）では $r=-0.43$ ($N=6$)、それ以外の10集団では $r=-0.53$ ($N=10$)であり、いずれも負の相関が確認された ($p < 0.001$)。

さらに念のため、個々の回答レベルでの「人柄」と「競合」の得点の間の関係も見てみよう。「人柄」を目的変数、「競合」を説明変数として、マルチレベル分析による回帰分析¹⁹⁶⁾を行った。その結果、子ども関連の6集団についても、それ以外の10集団についても、統計的に有意な負の回帰係数が推計された。子ども関連の6集団では、回帰係数 $b=-0.40$ （標準誤差0.023、 $p < 0.001$ 、回答数 $N=1,260$ 、グループ数（回答者数）=840）であった。それ以外の

195) 人柄の得点の平均値は、「非行少年」2.53（標準偏差1.07）、「犯罪者」1.86（標準偏差0.97）。能力の得点の平均値は、「非行少年」2.63（標準偏差1.05）、「犯罪者」3.02（標準偏差1.21）。両者の差はいずれも統計的に有意（ウェルチの t 検定（両側）で $p < 0.001$ ）。

196) ステレオタイプ調査では、1人の回答者に16集団のうちの4集団を回答してもらった。そのため、同一回答者の4集団に対する回答は、回答者レベルの回答傾向（例えば、中庸な回答を好む、低め的回答を好むなど）による影響を共通して受けている可能性がある（ネストされている）。したがって、通常の相関や回帰分析をすると、あたかも類似のサンプルを4倍にコピーして水増しして推計してしまうような側面があり、第1種の過誤が生じやすくなる。マルチレベル分析（藤原2015: 234-236など参照）は、そのようなネストの影響を考慮に入れる形でより精緻に回帰式のモデルを構築する手法である。なお、マルチレベル分析のモデルとしては、切片のみに回答者レベルの分散を導入するシンプルなモデルを用いた。

10集団では、 $b=-0.49$ （標準誤差0.015、 $p < 0.001$ 、回答数 $N=2,100$ 、グループ数（回答者数）=840）であった。

したがって、集団レベルの分析からも個々の回答レベルの分析からも、自身と「競合」性の高い集団ほど「人柄」が冷たく認知されるというSCMの予測は、他の集団と同様に、子ども集団の場合にもあてはまることが確認できた。具体的には、高めの年齢層の子どものほうが幼い年齢層の子どもよりも冷たい人柄だと認知される背後には、年長になるほど競合性が増す（社会の人々に対する脅威となる）と捉えられている構図があることが明らかになった。

6-2-3 子どもに対する感情（偏見）

それでは、社会の中で子どもに関する集団はどのような感情を抱かれているのだろうか。第5章で紹介したとおり、SCMを拡張したBIASマップの一般的な理論モデルによれば、集団に対する感情は、ステレオタイプの特徴に応じて、「軽蔑」「称賛」「同情」「嫉妬」の4種類に大別できるとされる（5-1-4参照）。本研究では、各集団に対するこれら4種類の感情の得点について全回答者（各集団につき $N=210$ ）の平均値を集計すると、図6-2のような結果であった。7件法による測定であり、4点（「どちらでもない」）が理論上の中立点である。

折れ線グラフで視覚的に示したとおり、人々が各集団に対して抱く感情はたしかに異なっている。そのうえで、特に次の4つの点が興味深い。

第一に、人々は、子どもたちに対して主に「称賛」の感情を抱いていることがわかった。この結果は、BIASマップの理論モデルに基づく予想とは異なるものである。すなわち、BIASマップの予想に従えば、温かいが低能力のイメージを持たれている幼い年齢層の子ども集団（「幼児」「小学生」「子ども」）に対しては「同情」、中庸な人柄でやや低能力のイメージを持たれている高めの年齢層の子ども（「青少年」「中学・高校生」「ティーネイジャー」）に対しては若干の「同情」か「軽蔑」があてはまるだろうと予想される。しかし、実際には、いずれの子ども集団も4種類の感情のうち「称賛」（BIASマップの予想に従えば、温かく高能力な集団にあてはまるはずの感情¹⁹⁷⁾）の得点が優位であった¹⁹⁸⁾。

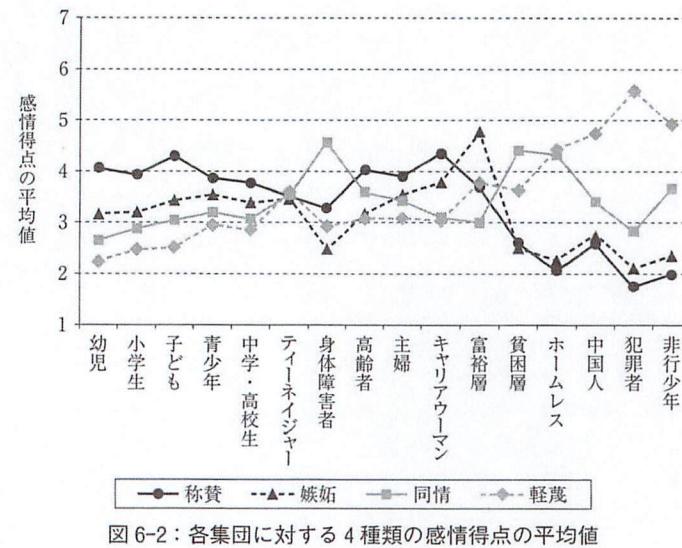


図 6-2：各集団に対する 4 種類の感情得点の平均値

第二に、高めの年齢層の子どものうち、「ティーネイジャー」3.56（標準偏差 1.13）は、「青少年」2.94（標準偏差 1.19）や「中学・高校生」2.84（標準偏差 1.28）と比べて、「軽蔑」の平均値が相対的に高い（ウェルチの *t* 検定（両側）で $p < 0.001$ ）。したがって、「ティーネイジャー」には、認知レベルのステレオタイプのみならず（前記 6-2-1-2 第三参照）、感情レベルでも悪感情を抱かれていることがわかった¹⁹⁹。

第三に、「中学・高校生」という集団に対しては、中学生以上の子を持たない回答者（N=123）は、持つ回答者（N=87）よりも、「称賛」の平均値が低く（子あり群 4.02（標準偏差 0.90）、子なし群 3.62（標準偏差 1.12））、「軽蔑」の平均値が高かった（子あり群 2.63（標準偏差 1.17）、子なし群 2.98（標準偏差 1.34））

197) なお、中程度な人柄でやや低能力なクラスターの他の集団について見てみると、身体障害者は BIAS マップの予想と整合して「同情」が優位であったが、「高齢者」「主婦」についてはやはり「称賛」が優位であった。そのため、子ども集団が例外的というよりは、BIAS マップ自体の妥当性が低い（例えば、日本社会にあてはまらないか、「同情」と「称賛」の理論的位置付けに問題がある）可能性もある。

198) ただし、4 種類の感情の中では相対的に優位であるものの、「称賛」得点の絶対値は中立点の 4 点付近にとどまり、それほど高いわけではない。

199) ただし、ティーネイジャーであっても、「軽蔑」得点の絶対値は中立点の 4 点以下にとどまり、それほど高いわけではない。

（ウェルチの *t* 検定（両側）で、 $p < 0.01$ と $p < 0.05$ ）。すなわち、中学生以上の子を持たない人のほうが、「中学・高校生」に対して、認知レベルのステレオタイプのみならず、感情レベルでも悪感情を抱いていることがわかった。

第四に、非行少年に対する感情の構図も見えてきた。まず、「非行少年」の場合には、高めの年齢層の一般的な子ども集団の場合とはやはり異なり、「犯罪者」と同様に「軽蔑」の得点が高かった。他方で、大人の「犯罪者」と相対的に比較すると、「非行少年」に対しては「軽蔑」が低く、「同情」が高いことがわかった（ウェルチの *t* 検定（両側）で $p < 0.001$ ）。「軽蔑」の平均値は、「犯罪者」は 5.57（標準偏差 1.43）だが、「非行少年」は 4.94（標準偏差 1.41）であった。「同情」の平均値は、「犯罪者」は 2.82（標準偏差 1.39）だが、「非行少年」は 3.65（標準偏差 1.36）であった。

6-2-4 子どもに対する行動（差別）

最後に、人々は子どもに関する集団に対して、どのような行動を取る傾向にあるのだろうか。BIAS マップの一般的な理論モデルによれば、集団に対する行動は、ステレオタイプの特徴に応じて、「積極的支援」「積極的加害」「消極的支援」「消極的加害」の 4 種類に大別できるとされる（5-1-4 参照）。本研究では、各集団に対するこれら 4 種類の行動について全回答者（各集団につき N=210）の平均値を集計すると、図 6-3 のような結果であった。7 件法による測定であり、4（「どちらでもない」）が理論上の中立点である。

折れ線グラフで示したとおり、感情得点と同様に、行動得点でも集団ごとにたしかに傾向が異なっている。特に興味深いのは、次の 4 つの点である。

第一に、子ども関連の 6 集団では、1 番目に「積極的支援」、2 番目に「消極的支援」の得点が高い。BIAS マップに従って認知から行動を予想する（第 5 章 5-1-4 参照）、温かく低能力な幼い年齢層の子ども集団に対しては「積極的支援」と「消極的加害」、中程度な人柄でやや低能力な高めの年齢層の子どもに対しては「消極的加害」があてはまるだろうと予想される。しかし、実際には、「積極的支援」と「消極的支援」の行動が優位であった。他方で、この結果は、BIAS マップに基づく感情からの行動予想とは整合的である。すなわち、子ども集団に対する感情（「称賛」が優位）からは「積極的支援」と「消極的支援」の行動が予想されるところ（第 5 章 5-1-4-2 参照）、この予

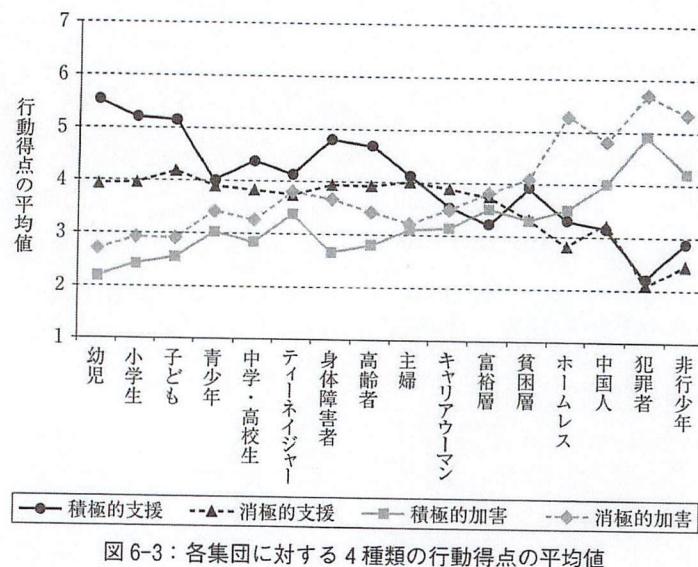


図 6-3：各集団に対する 4 種類の行動得点の平均値

想と整合的な結果が得られた。

第二に、幼い年齢層に比して、高めの年齢層の子ども集団に対しては、「消極的支援」はほぼ変わらないが「積極的支援」が低下することが読み取れる。両者的人柄の得点を比べると、「積極的支援」については、いずれの集団の間にも統計的に有意な差があった (Tukey-Kramer 検定による多重比較で $p < 0.001$)²⁰⁰⁾。「積極的支援」の低下については、「高齢者」「身体障害者」という 2 つの集団を間に挟んで相対的に比較するとわかりやすい。つまり、幼い年齢層の子ども集団 (3 集団の平均値 5.29 (標準偏差 1.26)) は「高齢者」「身体障害者」(2 集団の平均値 4.75 (標準偏差 1.18)) よりも「積極的支援」の得点が高いのに対して、高めの年齢層の子ども集団 (3 集団の平均値 4.17、標準偏差 1.06) は「高齢者」「身体障害者」よりも「積極的支援」の得点が低い (どちらもウェルチの t 検定 (両側) で $p < 0.001$)。

第三に、高めの年齢層のうち、「ティーネイジャー」3.36 (標準偏差 1.19) に対しては、「青少年」3.02 (標準偏差 1.25) や「中学・高校生」2.82 (標準偏差

200) なお、「消極的支援」については、「子ども」と「ティーネイジャー」「中学・高校生」の間 ($p < 0.05$) 以外には、統計的に有意な差は見られなかった (Tukey-Kramer 検定による多重比較)。

1.22) と比べると、「積極的加害」の得点が相対的に高い (ウェルチの t 検定 (両側) で $p < 0.01$ と $p < 0.001$)。同様に、「消極的加害」の得点も相対的に高い (「ティーネイジャー」3.81 (標準偏差 1.11)、「青少年」3.43 (標準偏差 1.23)、「中学・高校生」3.26 (標準偏差 1.27)、ウェルチの t 検定 (両側) で $p < 0.01$ と $p < 0.001$)。「ティーネイジャー」に対しては、認知レベルや感情レベルのみならず、行動レベルでも人々は否定的な行動傾向があることがわかった²⁰¹⁾。

第四に、非行少年に対する行動にも着目したい。まず、「非行少年」の場合には、高めの年齢層の一般的な子ども集団の場合とはやはり異なり、「犯罪者」と同様に「消極的加害」と「積極的加害」が優位であった。もっとも、大人の「犯罪者」と比較すると、「非行少年」に対しては、「消極的加害」「積極的加害」がともにやや低いこともわかった (ウェルチの t 検定 (両側) で $p < 0.05$ と $p < 0.001$)。「消極的加害」については、「犯罪者」は 5.69 (標準偏差 1.44) だが、「非行少年」は 5.34 (標準偏差 1.37) であった。「積極的加害」については、「犯罪者」は 4.89 (標準偏差 1.43) だが、「非行少年」は 4.22 (標準偏差 1.20) であった。

なお、中学生以上の子あり群と子なし群との間には、認知レベルと感情レベルでは「中学・高校生」に対する態度に差があったが (前記 6-2-1-2 第四及び 6-2-3 第三)、行動レベルでは統計的に有意な差は見られなかった²⁰²⁾。

6-2-5 知見のまとめ

本研究のステレオタイプ調査では、子どもに関する集団が社会内で一般的にどのように捉えられているかを探査した。調査で得られた主な知見をまとめると、次のとおりである。

まず、一番の成果として、子どもに対するステレオタイプの特徴を明らかにすることができた。子どもの年齢層を問わず、一般的に、子どもたちは能

201) ただし、ティーネイジャーであっても、「積極的加害」は 3 点強、「消極的加害」は中立点の 4 点弱にとどまり、得点の絶対値はそれほど高いわけではない。

202) 参考までに、子ども関連の集団のうち「幼児」については、中学生以上の子あり群 ($N=87$) のほうが、子なし群 ($N=123$) よりも「積極的支援」「消極的支援」とともに得点が高かった。具体的には、「積極的支援」の平均値は、子あり群 5.71 (標準偏差 1.06)、子なし群 5.37 (標準偏差 1.42) であった (ウェルチの t 検定 (両側) で $p < 0.05$)。「消極的支援」の平均値は、子あり群 4.19 (標準偏差 1.39)、子なし群 3.78 (標準偏差 1.46) であった (ウェルチの t 検定 (両側) で $p < 0.05$)。

力が低いというイメージを持たれている。他方で、人柄については、対象が小学生以下か中学生以上かを境として、子どもに対する人々のイメージが変わる。幼い年齢層の子ども集団（幼児など）は温かいが、高めの年齢層の子ども集団（青少年）はさほど温かくない中程度の人柄というイメージを持たれている。そして、このイメージの相違の背後にある規定要因としては、年齢層が上がるにつれて、社会内の人々との競合性が増すという構図がある。

注目したいのは、子どもの年齢層が上がるにつれて温かさのイメージが下がっても、必ずしもそれに伴って能力のイメージが上がるわけではないということである。

また、子どもに対する人々の行動としては、基本的には支援（特に積極的支援）の態度が抱かれている。そして、小学生以下か中学生以上かで、人々の行動が異なる。前者に対しては積極的支援が高いが、後者に対しては積極的支援の度合いが下がる。なお、BIAS マップに基づく予想（第5章 5-1-4）は、子どもに関する集団には当てはまらなかった。つまり、子どもに対する人々の感情（偏見）・行動（差別）については、ある集団に対するステレオタイプの内容から偏見・差別を予測する一般的な理論モデルは当てはまらなかった。

また、付随的な発見として、年齢層のみならず、集団のくくり方・表現によっても、子どもに対する人々の態度に相違が生じることがわかった。特に「ティーネイジャー」という表現は、冷い人柄及び低能力のイメージを媒介しやすく、悪感情を生じさせやすく、否定的な行動を招きがちであることが示された。そのため、政策的示唆としては、子どもが不当な不利益を被らないよう「ティーネイジャー」（あるいは「10代の若者」）²⁰³⁾というくくり方・表現はなるべく避けることが望ましいように思われる。

「中学・高校生」というくくり方・表現については、自身に中学生以上の

203) ステレオタイプ調査での実際の質問文では、「ティーネイジャー（10代の若者）」という括弧書き表記で質問をした。厳密にいえば、この括弧書き表記にはダブルバーレルの側面があり、2つの集団名称の表現が混在してしまっている。すなわち、「ティーネイジャー」と「10代の若者」のいずれか片方の表現のみが人々の否定的な態度を媒介した可能性は残る。質問票設計時の意図としては、外来語に不案内な回答者にも意味が一義的になるようにしたいと考えて、括弧書きでの補足を入れた。設計段階では、他の高めの年齢層の集団との間に差が出て、「ティーネイジャー（10代の若者）」という表現に着目する結果になるとはあまり予想していなかった。そのため、集団の意味・範囲の明確さの補足を重視した次第である。

子がない人々による否定的な態度（ステレオタイプと感情）につながり得ることがわかった。この結果は、中学生以上の子を持たない人は、子どものことを社会から排他的に捉える傾向があるのではないかという第4章（4-3）での考察と整合的だと思われる。すなわち、中学生以上の子を持たない人は、「中学・高校生」のことを社会から隔絶された学校という世界の住人として、やや否定的な態度を持っているのではないかと考えられる。

そして、もう1つの発見として、大人の犯罪者と比較すると非行少年に対しては、人々はやや穏やかな態度を持つことがわかった。非行少年に対しては、犯罪者より低能力だが、犯罪者ほど冷たくはないというイメージが抱かれている。言い換えると、非行少年のイメージは、犯罪者よりも未熟で、犯罪者ほど敵対的ではない。また、感情についても、犯罪者の場合よりも軽蔑が低い一方で、同情が高い傾向がある。行動についても、犯罪者の場合よりも消極的加害と積極的加害が低い傾向がある。したがって、大人の犯罪者と非行少年の処遇を区別し、大人の刑事司法よりも福祉・更生を重視する少年司法制度は、人々の集団イメージと整合的だといえる。

6-3 具体的場面への応用可能性

本章では、子どもに対する人々のステレオタイプの内容を基礎的に解明した。また、子どもに対する人々の感情・行動の方向性に関しても明らかにした。では、これらをもとに、法制度内や一般社会内の具体的な場面において、子どもが実際にどのように扱われているかを分析できないだろうか。

たしかに、子どもに対する人々の感情・行動は、基本的には肯定的（あるいは中庸）な方向性であった。称賛の感情と積極的支援（及び消極的支援）の行動が優位という結果であった。したがって、人々は少なくとも一般的・抽象的には、子どもを加害するような差別的態度を持っていないようである。これ自体は好ましいことだと思われる。しかしながら、これはあくまでも人々が持つ一般的・抽象的なイメージに過ぎず、必ずしも、個々の具体的な場面における人々の実際の行動を示すものではない。

むしろ、本章の知見としては、子どもに対するステレオタイプを能力と人柄の2次元構造で解明できたことが重要である。このステレオタイプの内容

に関する基礎的知見は、今後、具体的な場面における子どもの扱われ方を検証するための分析ツールとして、応用できるのではないかと期待される。すなわち、子どもに対するステレオタイプのうち能力と人柄のどちらの要素（あるいは両方の要素）が影響しそうかを、個々の具体的な場面にあてはめて考えることで、当該場面における子どもの扱われ方を予測できるのではないかと思われる²⁰⁴⁾。特に、低能力のステレオタイプは、子どもに対する不当に不利な扱いにつながる可能性があり、注意が必要であろう。

個々の具体的な場面における子どもの扱われ方を、基礎的知見に基づいて、ある程度体系的に予測できるようになることの意義は大きい。第一に、個々の具体的な場面に関する応用的な実証研究に向けて、効率的な仮説構築が可能になる。具体的な場面における子どもの扱われ方の実態については、場面ごとに応用的な実証研究をしなければ、完全には解明できない。そのような個別の研究に向けた足がかりとなろう。第二に、具体的な場面に関する予測（仮説）自体も、一定の根拠のある社会科学的な考察として価値を持つ。法制度内や一般社会内に存在するあらゆる個別的な場面について網羅的に実証研究をすることは、人的・時間的・金銭的資源の限界から、現実には到底不可能なためである。

次章では、このようなステレオタイプの基礎的知見の応用可能性について、具体的に掘り下げていく。

204) BIAS マップ（第5章5-1-4）から一般論的に考えても、例えば、温かい人柄で低能力な集団の場合には、温かい人柄のステレオタイプが強く影響する場面では積極的支援の行動につながるが、低能力のステレオタイプが強く影響する場面では消極的加害の行動につながるだろう。

また、子どもは一時的な「段階」(stage)に過ぎず、通常の寿命の中ですべての人々がそれを経験するものであるから、(準)疑わしい区分には該当しないという旨の考察を付した裁判例も一定数存在する（裁判例 (8)(19)(21)(22)(32)(33)）。これは、連邦最高裁判決が、高齢者について「通常の寿命を生きれば、誰もが到達する段階を示すに過ぎない」と述べたこと（Murgia 判決 313-314, また Kimel 判決 83 も同旨）を踏まえた論法である。

このような高齢者差別と子ども差別を一括りにしてしまう議論（あるいは子どもは高齢者よりもさらにいっそう（準）疑わしい区分には該当しにくいと主張する議論）や、子どもは一時的な「段階」に過ぎないと主張する議論（子ども段階論）は、いずれも実質的な根拠を欠き妥当でないと思われる所以、追って第10章（10-1及び10-2）で詳しく検討する。

なお、連邦最高裁判決の射程範囲に特に注意を促した裁判例もないわけではない。具体的には、裁判例（15）は、「我々は、連邦最高裁が過去にこの論点を検討したことではないことに留意する。裁判所では、通常、どのような年齢層集団も疑わしい区分ではないとみなしている。しかし、年齢は疑わしい区分ではないと結論付けた連邦最高裁の判決は、いずれも負担を負わされた区分が高齢の事案であった」（Ramos v Town of Vernon (2d Cir 2003 181 n 4)）と脚注で指摘したうえで、青少年についてのステレオタイプ、一般化、思い込みを避けることの重要性を強調している。もっとも、裁判例（15）も、結論としては青少年を疑わしい区分と見ることは否定している。

第9章 子ども差別と違憲審査基準

第8章で米国これまでの判例を概観したとおり、高齢者差別に関する連邦最高裁判決が、年齢差別に関する判決という表現に不用意に言い換えられた結果、あたかも《あらゆる年齢による区分》についての違憲審査基準が確立済みであるかのような過度な拡大解釈が広まってしまった。その結果、子どもが（準）疑わしい区分に該当するか否か、つまり《子どもと大人の区分》にいかなる違憲審査基準を適用すべきかという論点は、米国でもこれまで真剣に論じられてこなかった。そこで、本章では、この論点について掘り下げて分析する。

具体的には、違憲審査基準を決定するための伝統的3要件を用いた分析を行う。米国では、ある集団が（準）疑わしい区分に該当するか否か（つまり違憲審査基準として高度審査を適用すべきか否か）を判断するための基準として、伝統的に使われてきた3つの要件が存在する。そこで、まずこの3要件の概要とその本質を確認する（9-1）。その後で、この伝統的3要件に子どもという集団をあてはめて、《子どもと大人の区分》に適用すべき違憲審査基準について論じる（9-2）。

9-1 違憲審査基準を決める伝統的3要件

米国では、対象集団が（準）疑わしい区分に該当するか否か（高度審査を適用すべきか否か）を判断するための基準として、伝統的に確立された3要件がある。

具体的には、連邦最高裁が（準）疑わしい区分への該当性を肯定するためには、①対象集団を定義する特徴の可視性かつ不变性（不可逆性）、②対象集団の政治参加の機会の欠如、③対象集団に対する偏見・ステレオタイプの存

在、という3つの要件をすべて満たす必要があると整理されてきた (Ely 1980 145-170, Karst 1977 22-26 参照)。

その基本理念は、政治参加と代表性の観点に基づくものである。この観点を最初に指摘したのは、United States v Carolene Prods Co (1938)におけるStone判事の有名な脚注である。同判事は、「切り離され孤立した少数派」(discrete and insular minorities)という表現を用いたうえで、もし立法過程において当該少数派集団の利益が無視されたり軽視されたりしやすい場合には、審査基準を厳しくするべきであるという旨の提言をした³⁰⁸⁾。

そして、この基本理念に基づき、法学者らによって精緻化されたのが上記3要件である。連邦最高裁の判決の中にも、この3要件を明示的に検討したものがある³⁰⁹⁾。連邦最高裁の各判決の中で3要件が常に明示的に検討されているわけではないものの、上記3要件は、過去に連邦最高裁が示してきた様々な集団（区分）についての違憲審査基準の結論と實際にも合致している。

それでは、3つの要件の詳細について、順に確認していきたい。

9-1-1 可視的かつ不变（不可逆的）な特徴

1つ目の要件は、対象集団の定義に関するものである。対象集団を定義付ける特徴が、可視的かつ不变（もしくは不可逆的）であることを必要とする。

これは、もある少数派集団が可視的かつ不变（もしくは不可逆的）な特徴によって定義される場合には、当該集団は歪んだステレオタイプや社会的ステigma（汚名のレッテル）を受けやすいと考えられるためである (Karst 1977 23)³¹⁰⁾。もう少し補足すると、そのような場合には、少数派集団と多数派集団の区分が明確になる。すなわち、可視的かつ不变な特徴に基づく区分の場

308) United States v Carolene Prods Co (1938 152 n4)（「切り離され孤立した少数派に対する偏見は特別な状況であるようにも思われる。そのような状況下では、少数派を保護するために機能すべき通常の政治過程の働きか、深刻に阻害される傾向がある。そのため、それに応じてより縦密な司法審査が要求され得る。」）

309) 例えば、Frontiero v Richardson (1973 684-688)におけるBrennan判事の相対的多数意見（plurality opinion）では、性別は厳格審査の対象となる疑わしい区分として扱うべきという意見の理由付けにおいて、同じ3要素に焦点を当てた検討がなされている。

310) Karst (1977 23) は、「不变かつ高度に可視的な特徴に基づく区分は、（中略）個人を一般的なカテゴリーに自動的に押し込めるような、ステレオタイプに支配された信念体系を促進する」と述べている。

合には、多数派は過去に自分が当該少数派の立場に置かれたことが一度もないし、何より、多数派は将来自分が当該少数派の立場に置かれる心配をする必要が全くないということである (Ides et al 2016 228)。

そして、不变な特徴の場合だけでなく、（少数派から多数派への）不可逆的な特徴の場合にも、同様の議論が成り立つ。つまり、もし当該特徴について「少数派から多数派へ」という一方方向のみの変更しか起こり得ない場合には、人はいったん多数派側に加入してしまうと、将来自分が当該少数派の立場に置かれる心配は全くない (Ides et al 2016 257-258, 273-274)。したがって、少数派集団の特徴が不变あるいは不可逆的な場合には、多数派側には、当該少数派集団に対して共感したり、当該少数派集団の特徴を適切に一般化したりする能力がどうしても欠如してしまうことになると考えられる (Ely 1980 160 参照)³¹¹⁾。

過去に連邦最高裁が審査基準を示したことのある実際の少数派集団について確認してみると、（準）疑わしい区分とされてきた集団（人種、国籍、性別、嫡出性に基づく区分）は、たしかにいずれも可視的かつ不变（不可逆的）な特徴を有している。まず、人種は、人の肌の色によって定義されるため、その特徴は可視的かつ不变である。いかなる白人も黒人の立場を経験したことは一度もないし、いかなる白人も将来的に黒人の立場に置かれることはない。性別もまた、基本的には可視的かつ不变な特徴によって定義される。たしかに、医療技術が発達した今日においては、金銭的・身体的負担を伴えは、性転換手術（性別適合手術）等によって外形的な（可視的な）性別を変更することは可能になった。しかし、いかなる男性も自然に女性に転換することはないし、その逆もあり得ない。したがって、ほとんどの男性は、女性の立場に置かれたことはないし、将来的に女性の立場に置かれることもない。

外国人と非嫡出子の場合は、その特徴は不变とはいえない。いずれも一定の条件を満たして手続を踏めば、外国人は帰化することが可能だし、非嫡出子も嫡出子の身分を得ることが可能だからである。しかしながら、国籍と嫡

311) Ely (1980 160) は、「意思決定者による一般化の能力は、彼又は彼女自身の認識によって歪められる」ことを指摘したうえで、不变性という要素がその歪みに影響を与えると指摘している。この点は、政治参加の機会の欠如の要件とも密接に関係する（9-1-2 参照）。また、心理学的には、内集団 - 外集団ハイアスと呼ばれる認知ハイアスが影響していると考えられる（9-1-4 参照）。

出生性は、基本的に可視的かつ不可逆的な特徴によって定義されている。これらの身分は公文書に明記されていて容易に判明するし、かつ特徴の変更は通常は一方向のみ（外国人から国民へ³¹²⁾、非嫡出子から嫡出子へ）だからである。すなわち、人はいったん帰化や嫡出性の身分取得によって多数派側に加入してしまえば、外国人や非嫡出子として差別を受ける心配は二度とない。

これに対して、（準）疑わしい区分性が否定されてきた集団の場合には、たしかにこの要件を満たしていない。例えば、貧困や障害の場合には、その特徴は不变でも不可逆的でもない³¹³⁾。現在富裕層の人であったとしても、いつ貧困層に転落するかわからない。五体満足の人であっても、いつ事故や病気で障害を負うかわからない。

9-1-2 政治参加の機会の欠如

2つ目の要件は、政治へのアクセスの欠如である。もある少数派集団が政治過程から排除されている場合、当該集団の利益は立法過程の中で軽視されてしまうと考えられる（Karst 1977: 24-26; Ely 1980: 161）。ある集団が選挙権や被選挙権を持たない場合、当該集団は「切り離され孤立した少数派」³¹⁴⁾の立場に追いやりられてしまう。その理由は2つある。第一は、立法過程において、当該集団自身の利益を代表する代表者が存在しないからである。第二に、仮に多数派集団に属する立法者が、当該少数派集団の利益に配慮しようと試みたとしても、当該集団に対する立法者の見方はどうしても不公平で歪んだものになってしまふからである。John Hart Elyは、後者の問題を「我々と彼ら」（we-they）という表現で指摘した。すなわち、「我々と彼ら」（we-they）という認知枠組みのもとでは、立法者は、多数派集団（立法者が所属する「我々」）を優遇するバイアスから逃れることはできず、少数派集団（立法者が誰も所属しない「彼ら」）に対する過度に一般化されたステレオタイプから

312) 理屈のうえでは、「国民から外国人へ」という逆の変更もあり得る。しかし、米国は二重国籍を認めているので、そのような変更は生じにくい。また、自主的に自国の国籍を離脱・喪失して外国へ帰化した者は、通常、当該外国を本拠として生活することになるだろうから、国内における少数派・多数派の区分の問題を検討する際には基本的に度外視してよいだろう。

313) なお、高齢という特徴については、第10章10-1で詳細に検討する。

314) 前述のStone判事の脚注における表現（前掲注308参照）。なお、この表現は、その後のGraham v. Richardson (1971: 372)において、連邦最高裁判決の本文中でも採用されるに至った（外国人は「切り離され孤立した少数派」の主な例であると指摘）。

も逃れることはできないという指摘である（Ely 1973: 933-934 n.85）。

具体的な少数派集団について見てみると、たしかに、連邦最高裁が（準）疑わしい区分への該当性を認定した黒人、女性及び外国人には、いずれも選挙権・被選挙権が否定されていた歴史がある。まず、黒人については、1870年の修正第15条によって人種に基づく選挙権の制限が禁止されるまでは、政治過程から排除されていた。さらに、修正第15条が制定されたのも、主に南部では、様々な投票制限の措置（例えば、識字テスト、人頭税、祖父条項など）を用いることで、黒人は政治過程から排除され続けた（Ayers 1992: 283-309参照）。結局、人種的マイナリティーの投票権を確保するために、修正第15条から約1世紀後の1965年に、改めて投票権法（Voting Rights Act of 1965）という連邦法の制定が必要となった（Duke Law Journal 1966 参照）³¹⁵⁾。次に、女性の場合には、選挙権の憲法上の保障について、1920年の修正第19条の制定まで待たされた。そして、外国人の場合には、現在も選挙権は憲法上保障されていない³¹⁶⁾。実際にも、州規模の選挙において、外国人に選挙権を認めている州は存在しない³¹⁷⁾。正確には、「発見」した大陸を移民が開拓することで建国されたという米国の成立を反映して、初期の頃には多くの州において外国人にも選挙権が認められていた。しかし、その後、米英戦争（1812年～1815年）や第一次世界大戦（1914年～1918年）を経る中で、米市民という概念が確立するとともにナショナリズムの気運も高まったことで、外国人選挙権は廃止されていった。最後まで残っていたアーカンソー州が1926年に外国人選挙権を廃止したこと、外国人に選挙権を認める州は存在しなくなった（Harper-Ho 2000: 273-285; Mortellaro 2017: 466-469参照）。なお、1996年には、連邦政レベルの選挙における外国人の投票は、犯罪として規定されるまでに至っている（不法移民改革及び移民責任法（Illegal Immigration Reform and Immigrant Responsibility Act of 1996））³¹⁸⁾。

315) 投票権法の現在に至るまでの影響・効果については、Issacharoff (2015) 参照。

316) Sugarman v. Dougall (1973: 647-649) 参照（外国人を疑わしい区分だと判断して、外国人の州公務員への採用を制限する州法を違憲無効とした一方で、「本裁判所（筆者注：連邦最高裁）は、外国人が平等保護条項に基づいて憲法上の選挙権や上級公務職に就く権利を有する旨を支持したことではない」と改めて指摘している）。

317) ただし、市政レベルの選挙においては、メリーランド州内に、外国人に選挙権を認めていた市（タコマパーク市など）がいくつか存在する。

318) 不法移民改革及び移民責任法の影響については、Mortellaro (2017: 469-471) 参照。

さらに、この政治参加の機会の欠如の要件に関しては、選挙権や被選挙権のような直接的な政治参加のみならず、間接的な政治参加の機会についても問題となる。すなわち、もある集団に広い意味での社会参加の機会が与えられていない場合には、立法者にとって、当該少数派集団のことを理解・共感することがさらに困難になる (Karst 1977: 25-26; Ely 1980: 161 参照)³¹⁹⁾。実際、連邦最高裁も、疑わしい区分への該当性を認定した集団については、当該集団の社会参加の機会の欠如を認識したうえで、その是正を試みてきた。例えば、黒人については、連邦最高裁は「分離すれど平等」(separate but equal) の法理を否定し、人種による隔離・分離はそれ自体が本質的に不平等であることを強調してきた (Brown v. Bd. of Educ. 1954: 495)。つまり、黒人の(白人と平等な) 社会参加を実現する必要性を強調してきたのである。また、外国人についても、連邦最高裁は司法や公務への外国人の参加を促進してきた。具体的には、外国人の州弁護士会への加入 (*In re Griffiths* 1973) や州公務員への採用 (Sugarman v. Dougall 1973) などに対する法的障壁について、違憲無効判決を下してきた。女性についても、(男性と平等な) 社会参加の実現を推進してきた。例えば、*United States v. Virginia* (1996) では、女性も男性と(分離されるのではなく) 同じ環境で養成教育を受け、軍人として男性と同等の機会が与えられるべきことを強調した³²⁰⁾。

9-1-3 偏見・ステレオタイプの存在

3つ目の要件は、当該少数派集団が実際に偏見やステレオタイプの標的となってきたことである。具体的には、立法者を含む多数派集団が、①ある少数派集団に対して、敵意や嫌悪の感情(偏見)を共有してきた場合、又は、

319) Karst (1977: 25-26) は、「結局のところ、選挙権と被選挙権だけが、社会による意思決定への参加形態というわけではない」と指摘し、「社会の構成員として幅広い種類の参加がかなうように、法的障害を取り除く」ことの重要性を強調している。Ely (1980: 161) も、直接的な政治参加に加えて、「社会的交流を増加させること」(increased social intercourse) の価値を指摘している。

320) *United States v. Virginia* (1996: 546-558) は、男性のみに入学を認めていた州立の軍人養成大学の入学基準を違憲無効としただけでなく、女性を対象とする新たな軍人養成大学を設立するという代替案の合憲性も否定した。カリキュラム、教員陣、設備面等を見れば、同等の教育を提供するものとはいえないし、そもそも女性向けの新設の軍人養成大学を卒業したとしても、歴史ある名門の軍人養成大学の卒業生と同等の地位を得られないという理由からである。

②ある少数派集団に対して、誇張された否定的ステレオタイプを共有してきた場合、のいずれか一方に該当すればこの要件を満たすとされる。これらの場合には、立法過程において、当該少数派集団の利益が軽視されてしまうと考えられるからである (Ely 1980: 152-157)³²¹⁾。

なお、Ely は、①②の両者を合わせて「偏見」という言葉で表し、2種類の偏見の様相があると整理した。つまり、①のように敵意がある場合を「第1級偏見」(first-degree prejudice) と呼んで最も警戒し、敵意はないがネガティブで過度な一般化がある場合をもう1つの偏見(「第2級偏見」(second-degree prejudice)) と呼んだ。しかし、本書における差別・偏見・ステレオタイプの心理学的な用語法(第5章 5-1-1 参照)に従えば、②は偏見(感情)ではなく、ステレオタイプ(認知)の次元の話である。そのため、混乱を避けるため、本書では「第1級偏見」「第2級偏見」という用語は用いないこととする³²²⁾。

連邦最高裁によって(準) 疑わしい区分への該当性が認定された少数派集団を具体的に見てみると、たしかに、いずれの集団も偏見・ステレオタイプの標的とされてきたことがわかる。例えば、黒人奴隸制度の歴史に深く根差した問題として、米国社会では黒人(やその他の人種のマイノリティー)に対する敵意や嫌悪が広く見受けられてきた³²³⁾。また、非嫡出子は、“bastard”という侮蔑的な言葉で呼ばれ、長い間、社会からの敵意や嫌悪に苦しめられてきた³²⁴⁾。“bastard”は、直訳すると「私生児」「非嫡子」という意味だが、スラングで「ろくでなし」「まがい物」という意味でも使われるよう、侮蔑的なニュアンスが強い言葉である。そして、「排外主義」(xenophobia) と

321) なお、Karst は、偏見・ステレオタイプの要素のことを「敬意の価値」(value of respect)と呼んでいる (Karst 1977: 23)。

322) なお、心理学の分野でも広義の偏見の定義を使う社会心理学者もあり、法学における Ely による(規範的な) 偏見の定義と調和的な定義もある。例えば、Brown (2010: 7) は、偏見のことを「ある集団の構成員に対する態度、感情又は行動のうち、当該集団に対する否定や嫌悪を直接的又は間接的に示す一切のもの」と広く定義しており、ステレオタイプの次元の態度も含むように読める。

323) 例えば、1980 年代初めにおける人種的マイノリティーに対する暴力問題について記述したものとして、U.S. Comm'n on Civil Rights (1983) 参照。

324) 例えば、Davis (1939) 参照(「私生児は、売春婦、泥棒や物乞いと同様に、一般的に社会から忌み嫌われるいかがわしい社会的類型の群衆に属し、常に耐え忍んできた」)。また、非嫡出子が被ってきた法的・社会的不利益の歴史については、Maldonado (2011) 参照。

いう言葉があるとおり、外国人もしばしば敵意や嫌悪の標的とされてきた³²⁵⁾。前大統領 Donald J. Trump (2017年～2021年)による2016年大統領選挙戦期間中の、反ムスリム³²⁶⁾やメキシコ国境³²⁷⁾の壁建設についての発言は、根強い外国人嫌いの感情が米国社会に未だに存在していることを人々に思い知らせた。これに対して、女性に関しては、敵意や嫌悪の標的とされたことはなかったかもしれない。しかし、少なくとも、米国社会では女性についての誇張された否定的ステレオタイプが長年共有されてきた。すなわち、女性とは生来的に臆病で虚弱な生き物であり男性によって保護されなければならない、という認識が人々の間で長年支配的であった³²⁸⁾。

9-1-4 社会科学との整合性について

最後に、この3要件の本質を改めて確認しておきたい。3要件は、法学的論証によって発展してきたものであり、社会科学的（実証的）な根拠に基づ

325) 外国人の法的・社会的不利益の歴史については、Scheiber (1982) や Moore (2002) 参照。

326) 大統領選挙戦期間中、Trump が、米国へのムスリムの入国を「完全かつ全面的」に停止することを支持している旨の報道がなされた (Jenna Johnson, "Trump Calls for 'Total and Complete Shutdown of Muslims Entering the United States,'" Washington Post, 2015.12.7 付など)。

327) 大統領選挙戦期間中、Trump が、メキシコからの不法移民をなくすために、米国とメキシコの国境に巨大な壁を建設することを提案している旨の報道がなされた (Jerry Markon, "Trump Says Building a U.S.-Mexico Wall is 'Easy.' But is It Really?" Washington Post, 2015.7.17 付など)。

328) 連邦最高裁も、20世紀後半までは、女性に対するそのようなステレオタイプに支配されていた。例えば、Bradwell v. State (1873: 141) は、イリノイ州において、女性が弁護士業務を行う権利を否定した。特に、Bradley 判事は、その同意（補足）意見の中で、「男性は女性の保護者・防衛者であるし、またそうあるべきでもある。女性には自然かつ特有の臆病さと虚弱さがあり、女性は市民生活上の多くの職業に適さないことは明白である」と述べた。また、Goesaert v. Cleary (1948: 466) は、男性オーナーの妻か娘でない限り、女性がパートナーの資格を取得する権利を否定した。「バーのオーナーである夫や父親による監督は、そのような保護的な監督の目がなければ女性パートナーが遭遇し得る危険を、最小限にすることを確保できる」というミシガン州法の理念を支持したのであった。

その後、20世紀後半からは、連邦最高裁は性別のステレオタイプを認識するようになった。例えば、Frontiero v. Richardson (1973: 684-685) は、「伝統的にそのような〔性〕差別は、『ロマンティックなパートナリズム』(romantic paternalism) の態度によって正当化されてきたが、その実際的な影響は、女性を台座の上に置くのではなく、檻の中に閉じ込めるものであった。」と指摘し、その結果、「我々の法令集は、次第に、両性間の甚だしいステレオタイプ的な区別が満載になってしまった」と述べた。また、Miss. Univ. for Women v. Hogan (1982: 726) は、「区分の有効性は、男性と女性のふさわしい役割分担に関するしばしば不正確な伝統的な仮定を機械的にあてはめて決定されるのではなく、根拠のある分析によって決定される」べきことを強調した。

いて構築してきたものではなかった。そのため、もしかすると、この3要件のロジックは、科学的根拠のない法学者の妄想に過ぎない可能性もある。そこで、本節では、この3要件が社会科学的な知見とも整合性があるか否かについて考察する。

3要件の核心部分は、2つ目の要件で述べた「我々と彼ら」(we-they) という認知枠組み（前記9-1-2）の考え方である。つまり、政治参加の機会が欠如した少数派集団は、立法過程において、立法者（多数派集団）から「彼ら」として認知され、立法者による不公平で歪んだ見方から逃れることができず、不利益を被るという考え方である。そして、可視的かつ不变（不可逆的）な特徴があり（1つ目の要件）、偏見・ステレオタイプが実在する場合（3つ目の要件）には、そのような歪んだ見方が促進される危険があるというロジックになっている。

では、立法者によるこのような認知の歪みは実在するのだろうか。結論から述べると、「我々と彼ら」という枠組みによる認知の歪みは、社会心理学において「内集団 - 外集団バイアス」(in-group — out-group bias) と呼ばれている対人関係の認知バイアス (Dovidio & Gaertner 2010: 1087-1088 参照) として捉えられるように思われる。社会心理学の用語でいうと、「我々」（自身が所属する集団）のことは「内集団」(in-group)、「彼ら」（自身が所属しない集団）のことは「外集団」(out-group) と呼ばれる。そして、社会心理学の分野の実験研究により、人は、外集団よりも内集団を優遇するような様々なバイアスを持つことがすでに明らかになっている³²⁹⁾。例えば、人は、外集団よりも内集団の能力と性格を高く評価する（例えば、Ferguson & Kelley 1964; Howard & Rothbart 1980）³³⁰⁾。また、内集団よりも外集団の悪い行動をよく記憶する

329) なお、内集団 - 外集団バイアスは、容易に引き起こされるものである。実験研究では、参加者を実体がない架空の集団に無作為に割り当てた場合ですら、内集団の優遇が観察されている。例えば、代表的な実験として、大量の点（ドット）の数を推定させたうえで、過多推定派と過少推定派に無作為に割り当てた実験 (Tajfel et al. 1971) や、どちらの絵画を好むかという美的評価に基づいて、画家クレー派とカンディンスキイ派に無作為に割り当てた実験 (Howard & Rothbart 1980) などが挙げられる。

330) Ferguson & Kelley (1964) は、実験参加者をその場限りのグループに割り当てて、いくつかの課題を完遂させたあとに自グループと他グループの作品を評価させると、自グループの作品の出来を過大評価する傾向があることを発見した。Howard & Rothbart (1980) は、ある文章が内集団にあてはまるかを実験参加者に評価させると、良い行為についてはより多く、悪い行為についてはより少ない数の文章が内集団にあてはまると評価することを発見した。

(例えば、Howard & Rothbart 1980)³³¹⁾。そして、外集団よりも内集団に対して、多くの利益を配分しようとする(例えば、Tajfel et al. 1971)³³²⁾。さらに、外集団均一性と呼ばれる効果も存在する。これは、人は、内集団よりも外集団のほうが、よりその構成員を均一的(多様性・個性に欠ける)に見る傾向があるという効果である(例えば、Judd & Park 1988)³³³⁾。つまり、人は、内集団の構成員については個人差を認識しやすいのに対して、外集団の構成員については集団としての典型的な特徴にばかり目が行きがちであることが明らかになっている。

なお、一般的に、内集団-外集団バイアスに関する実証研究は、集団間の権力関係が均衡であることを前提としている。しかし、立法者による意思決定の場面では、集団間で権力関係が不均衡だという特徴がある。すなわち、被支配者集団(政治参加の機会が欠如した集団)に対する支配者集団によるバイアスの問題だという特徴がある。このような特徴は、バイアスをさらに増幅する可能性も指摘されている。権力とステレオタイプとの間には相互に増幅し合う関係性があり、被支配者集団に対するステレオタイプは維持・増幅されやすいのではないかという理論が提唱されているところである(Fiske 1993)。被支配者側は、自分たちの扱いを決める支配者に対してよく注意を払う必要があるのに対して、支配者側は、被支配者に対してそのような慎重な注意を払う動機を持たないからという理由である³³⁴⁾。

さらに、1つ目の要件と3つ目の要件によって立法者の認知の歪みが促進されるというロジックについても、社会科学的な知見と整合性がある。まず、可視的かつ不变(不可逆的)な特徴(1つ目の要件)については、社会心理学においても、このような特徴は対人関係において隠すことができないため対人

331) Howard & Rothbart (1980) は、実験参加者は、当該文章が内集団に属する場合よりも外集団に属する場合のほうが、悪い行為の文章をより思い出しやすいことを発見した。

332) Tajfel et al. (1971) は、実験参加者は、相対的に外集団よりも内集団に対して多くの報酬を与えようとする傾向があることを発見した。

333) Judd & Park (1988) は、実験参加者の内集団に対する認識は、外集団に対する認識よりも多様であることを発見した。

334) Fiske (1993) では、この理論を裏付ける一連の実証的研究(実験研究)も紹介されている。支配者側が自分たちの扱いを決める支配者に対してよく注意を払うという点については、実験研究の蓄積が十分にあるようである。支配者側が被支配者に対してあまり注意を払わないという点については、やや実証が不足しているが、これを示唆するような実験研究が1つ挙げられている。

評価の際の最初の手がかりとして使われる傾向があり、社会的ステigmaにつながりやすいことが指摘されてきたところである(Jones et al. 1984; Crocker et al. 1998)³³⁵⁾。また、偏見・ステレオタイプの存在(3つ目の要件)に関しては、第5章(5-1-4)でBIASマップというモデルを紹介したとおり、偏見・ステレオタイプが行動レベルの差別につながる構図が一般的にある。すなわち、社会心理学では、人間の態度には認知、感情、行動の3つのレベルがあり、基本的に認知→感情→行動(行動意図)という連鎖関係にあると整理される。したがって、ある集団に対して、ステレオタイプ(認知レベル)や偏見(感情レベル)が実在している場合には、立法過程における利益の軽視といった差別(行動レベル)も現に生じやすいだろうと推測できる。

したがって、違憲審査基準を決めるための伝統的3要件は、その核心部分の考え方(「我々と彼ら」という枠組みによる立法者の認知の歪み)とそれが促進されるロジックのいずれについても、社会心理学の基礎研究の知見を応用した推論によって支持できる。伝統的3要件の本質は、単なる法学的論証にとどまらず、社会科学的にも一定の裏付けがあるものだといえる。

9-2 子ども差別と伝統的3要件

それでは、この伝統的3要件に基づくと、子どもという集団(《大人と子どもの区分》)は、(準)疑わしい区分に該当するのだろうか。

第8章(8-3-2)で述べたとおり、子どもが(準)疑わしい区分に該当するか否かというのは、これまであまり真剣に取り上げられることのなかった問いである。とはいっても、この問い合わせ自体を投げかけるのは筆者が最初ではない。子どもの法的地位をめぐる解放論(序章0-3-1参照)が活発だった1970年代には、当時イエール大学ロースクールを卒業したばかりだったHillary Rodham Clinton(2016年大統領選挙の民主党候補)³³⁶⁾が、子どもを疑わしい

335) Jones et al. (1984: 27-36) は、「隠匿可能性」をステigmaの深刻さに影響する重要な要素の1つとして指摘している。Crocker et al. (1998: 507) は、「可視性」がステigmaの決定的要素の1つだと指摘している。

336) 大統領選挙では、共和党候補のDonald J. Trumpに敗れた。Hillary Clintonは政治家に転身する以前は、実務家弁護士として活躍しており、特に若い頃には子どもの権利に強い关心を持っていた。子どもの権利に関する論文を数点執筆している。

区分を考えるべきだと主張したことがある (Rodham 1973: 511-512)。また、近年でも、例えば、前掲表 8-1 の裁判例 (7) の訴訟において、訴訟代理人が子どもを準疑わしい区分と考えるべきだと主張したことがある。

しかしながら、これらの先人たちの主張においては、その根拠として、主に政治参加の機会の欠如の要件のみに焦点が当てられるにとどまり、それ以外の 2 つの要件についてはきちんと検討されていなかった。具体的には、Rodham (1973: 511-512) では、子どもを疑わしい区分と考えるべき理由として、子どもの政治参加の機会の欠如のみを挙げている。同論文は、伝統的 3 要件が精緻化される以前の論文であり、やむを得ないことかもしれない。裁判例 (7) の訴訟の訴訟代理人も、主に子どもの政治参加の機会の欠如について論じている。準備書面では、他の 2 つの要件についても論じようと試みてはいるが、可視的かつ不变な特徴の要件については実質的な論述がなく、ステレオタイプ・偏見の要件については現状の法制度下で子どもに様々な法的制約が課せられていることを記述するにとどまっている³³⁷⁾。このように、米国の法学界には、違憲審査基準を決める基準として伝統的 3 要件という基準がすでに確立されているにもかかわらず、この基準を子どもにあてはめるはどうなるかという本格的な考察はこれまでなされてこなかった。

そこで、本章では、子どもという集団が（準）疑わしい区分の基準を満たすか否か、3 要件すべてにあてはめて包括的に検討する。3 つの要件（可視的かつ不变（不可逆的）な特徴、政治参加の機会の欠如、偏見・ステレオタイプの存在）を 1 つずつ検討する。

9-2-1 子どもの可視的かつ不可逆的な特徴

まず、子どもは可視的かつ不可逆的な特徴によって定義されており、1 つの要件を満たすと思われる。

子どもであるか否かは、基本的に年齢によって定義される。この年齢という特徴は、公文書に記された生年月日から明確に判明するし、外見からも大まかに推測できる（厳密な年齢を外見から判別するのは困難な場合もあるだろうが、少なくとも、5 歳や 12 歳を大人と見間違えることは少ない）から、可視的な特徴

³³⁷⁾ 控訴人の応答準備書面 (Appellant's Reply Brief at *8-*14, Hedgepeth v. Wash. Metro. Area Transit Auth., 386 F.3d 1148 (D.C. Cir. 2004), 2004 WL 1536069)。

といえる。

そして、人は、年齢が高くなることで子どもから大人になる。ゆえに、人種や性別とは異なり、子どもという特徴は不变のものではない。しかし、人は、いったん閾値年齢を超てしまえば、大人から子どもに戻ることは決してない。国籍や嫡出性と同様に、少数派から多数派への一方向のみの変更しか起こり得ないのである。そのため、大人には、自分自身が将来再び子どもとして差別を受ける心配は一切ない。したがって、子どもであるか否かは、不可逆的な特徴だといえる。

さらにいえば、国籍や嫡出性の場合と比較して考察すると、子どもの場合には、よりいっそう不利益を被りやすい構図があるようにも思われる。すなわち、外国人の帰化や非嫡出子の準正の場合には、一定の法的・行政的手続が必要であり、当該少数派集団（外国人・非嫡出子）の中の一部の人しか多数派集団側（国民・嫡出子）に移籍することはできない。これに対して、子どもの場合には、（閾値年齢まで生存する限り）ほぼすべての子どもが自動的に大人になる。このような状況下では、大人は、現在の子どもも過去の子ども（現在の大人）と同じ不利益を甘受すべきだと考えてしまいがちであり、多数派（現在の大人）が少数派（現在の子ども）に対して適切に共感することがより難しくなる可能性があるのではないかとも思われる³³⁸⁾。

9-2-2 子どもの政治参加の機会の欠如

次に、子どもは政治参加の機会の欠如という 2 つ目の要件も満たす。子どもの選挙権の欠如については、すでに過去にも指摘されているところであるが（前記 9-2 参照）、本書では、他の少数派集団と比較しながらの詳細な検討を試みたい。他の少数派集団と比較すると、子どもの政治へのアクセスの剥奪の歴史・現状は、黒人や女性の場合（前記 9-1-2 参照）よりもさらに深刻であることがわかる。さらに、本書では、被選挙権の欠如や間接的な政治参加の機会の欠如についても取り上げる。

米国では、1971 年に修正第 26 条が追加されたことで、初めて 18 歳以上の人の選挙権が憲法上保障されるに至った。この修正第 26 条に基づき、現在

³³⁸⁾ この点は、あくまでも筆者による推測（仮説）である。本当にこのような状況下でより共感が困難になるのかについては、実証的な裏付けがあるわけではない。

の選挙権年齢は、連邦政・州政ともにすべて18歳となっている。正確には、修正第26条は、選挙権年齢を18歳よりさらに引き下げて設定することを禁止しているわけではない（例えば、ある州が州政選挙権の年齢を17歳に設定することは別に禁止されていない）³³⁹⁾。しかし、今のところは、連邦政・州政とともに、憲法上の選挙権保障を最低限満たす形ですべて18歳という選挙権年齢が採用されている³⁴⁰⁾。逆にいえば、18歳未満の人は、未だに米国憲法上の選挙権を保障されていないし、実際にも連邦政・州政を問わず、選挙権を与えたことがない。

なお、市政レベルでは、近時、より低い選挙権年齢を採用する先進的な市も登場してきている³⁴¹⁾。メリーランド州タコマパーク市は、2013年に、米国の歴史上初めて、市政選挙の選挙権年齢を16歳に引き下げた。そして、2015年には、同州ハイアッツビル市も、市政選挙の選挙権年齢を16歳に引き下げている（Generation Citizen 2016: 2-3参照）。

ちなみに、もう少し広義の投票年齢の例としては、カリフォルニア州バーカレー市は、2016年に、市教育委員会委員選挙の投票年齢を16歳に引き下げた³⁴²⁾。また、マサチューセッツ州ケンブリッジ市とニューヨーク州ニューヨーク市は、市の予算の使途に市民の声を反映させるための「参加的予算編成投票」（participatory budgeting election）における投票年齢をそれぞれ12歳と11歳に設定している³⁴³⁾。しかしながら、これらは依然として珍しい事例である。（例外的な市を除いては）18歳未満のほとんどの人々には、市政レ

339) この点の詳細については、第10章（10-3-2-2）参照。

340) 州政レベルの選挙権については、Douglas (2014: 101-102, 144-149) に詳しい。

341) 市政レベルの選挙権については、Douglas (2017) に詳しい。

342) "Berkeley, California, School Director Election Youth Voting, Measure Y1," Ballotpedia, 2016.11付、[https://ballotpedia.org/Berkeley,_California,_School_Director_Election_Youth_Voting,_Measure_Y1_\(November_2016\)](https://ballotpedia.org/Berkeley,_California,_School_Director_Election_Youth_Voting,_Measure_Y1_(November_2016)) [https://perma.cc/6EGX-XB9F]、2021/8/18 アクセス。

343) ケンブリッジ市については、同市のHP参照（"FAQs, City of Cambridge Participatory Budgeting," <https://pb.cambridgema.gov/faqs> [https://perma.cc/AYT2-UN6X]、2021/8/18 アクセス；"PB Cycle 1 (Pilot), City of Cambridge Participatory Budgeting," <https://pb.cambridgema.gov/pbcycle1> [https://perma.cc/M5H2-24MD]、2021/8/18 アクセス）。ニューヨーク市の現在の制度について、同市のHP参照（"Participatory Budgeting, New York City Council," <https://council.nyc.gov/pb/participate/> [https://perma.cc/M723-EQKH]、2021/8/18 アクセス）。また、2018年に投票年齢が14歳から11歳に引き下げられたことについて、Sam Bleiberg, "Participatory Budgeting is \$1M in Betterment Through Balloting," Chelsea Now, 2018.4.10 付参照。

ベルの選挙でも、選挙権は与えられていない。

さらにいえば、1971年に修正第26条が制定される前は、18歳未満のみならず、21歳未満の人にも選挙権が与えられていなかった。9-1-2で概観したとおり、黒人と女性には政治過程から排除されていた歴史がある。そして、その歴史こそが、連邦最高裁が人種と性別を（準）疑わしい区分として扱ってきた決定的な理由の1つである。そうしたところ、18歳から20歳までの人々は、黒人や女性よりも長い間、政治過程から排除されていたのである。すなわち、修正第15条（1870年制定³⁴⁴⁾）によって人種による選挙権制限が禁止されてからは、現在すでに約1世紀半が経っている。修正第19条（1920年制定）によって女性の選挙権が憲法上保障されてからは、現在すでに約1世紀が経っている。これに対して、修正第26条（1971年制定）によって18歳から20歳までの人々の選挙権が憲法上保障されたのは、今からわずか約半世紀前なのである。

また、一般的に、被選挙権年齢は選挙権年齢よりも高く設定されている。連邦政への立候補年齢については、米国憲法に明記されており、大統領は35歳以上（第2条1節5項）、上院議員は30歳以上（第1条3節3項）、下院議員は25歳以上（第1条2節2項）でなければならない。これらの年齢は、米国憲法が1789年に制定された当時から、変わらずに維持してきたものである。州政の議員への立候補年齢については、州によって異なり、18歳以上から30歳以上までの範囲にばらけている。しかし、18歳に被選挙権を認める州はわずか12州である³⁴⁵⁾。半数の州（25州）において州上院議員の

344) もっとも、これはあくまでも憲法上の手当てがなされた時期である。9-1-2で述べたとおり、その後も（1965年の投票権法の制定に至るまで）主に南部では事実上、黒人の選挙権は制約され続けた。

345) National Conference of State Legislators がまとめたデータに基づく（"Who Can Become a Candidate for State Legislator," National Conference of State Legislators, 2015.4.22付、<http://www.ncsl.org/research/elections-and-campaigns/who-can-become-a-candidate-for-state-legislator.aspx#Candidate%20Qualifications> [https://perma.cc/D9JC-UX3C]、2021/8/18 アクセス）。

なお、同データによれば、18歳に被選挙権を認めている州は、カリフォルニア州（上院及び下院）、ハワイ州（上院及び下院）、カンザス州（上院及び下院）、ルイジアナ州（上院及び下院）、マサチューセッツ州（上院及び下院）、モンタナ州（上院及び下院）、ニューハンプシャー州（下院）、ニューヨーク州（上院及び下院）、ロードアイランド州（上院及び下院）、ワシントン州（上院及び下院）、ウェストバージニア州（下院）、ウィスコンシン州（上院及び下院）。

年齢は25歳以上と設定され、過半数の州（33州）において州下院議員の年齢は21歳以上と設定されている³⁴⁶⁾。この被選挙権年齢を下回る年齢の人々には、被選挙権が与えられておらず、政治過程において自分たちを代表する機会がない。

それに加えて、子どもは、広い意味での社会参加の機会も奪われてきた。つまり、間接的な政治参加の機会すら制限されてきたといえる。社会参加を実現するための手段として、特に重要な人権は表現の自由（freedom of speech、米国憲法修正第1条）であろう。表現の自由がなければ、自身の状況や考えを社会に理解してもらうことは不可能である。しかしながら、1969年に *Tinker v. Des Moines Indep. Cmty. Sch. Dist.* (1969)（公立学校の生徒も表現の自由を享受することを明確にした判決）³⁴⁷⁾ が出されるまで、子どもには憲法上の表現の自由が保障されていなかった。同判決後も、子どもに対する表現の自由の保障は不完全なものにとどまっている。具体的には、連邦最高裁は、子どもの表現・言論を統制するための学校による様々な懲戒処分について、その合憲性を支持する判決を出してきた³⁴⁸⁾。

9-2-3 子どもに対する偏見・ステレオタイプの存在

最後の3つ目の要件は、立法過程において当該少数派集団の利益が軽視されやすいような、子どもに対する偏見・ステレオタイプが社会内に存在するかという点である。

子どもという集団は、社会内であからさまな敵意や嫌悪の感情の標的とされてきたわけではないかもしれない³⁴⁹⁾。しかし、本書の第一部及び第二部で示したとおり、人々の法意識の次元でも、人々の事実上の扱いの次元でも、

346) 前掲注345参照。

347) *Tinker v. Des Moines Indep. Cmty. Sch. Dist.* (1969: 506) は、「教師と生徒も修正第1条の権利を享受できる」ことを明確にし、ベトナム戦争への反対を表明する黒い腕章を付けた生徒に対する学校による停学処分を違憲とした。

348) 違法薬物の使用を奨励する横断幕を広げた生徒に対する学校による停学処分の合憲性を支持したものとして、*Morse v. Frederick* (2007)。生徒が書いた2つの記事（妊娠と離婚に関するもの）を校内新聞から削除した学校による検閲の合憲性を支持したものとして、*Hazelwood Sch. Dist. v. Kuhlmeier* (1988)。生徒会選挙の選挙活動中のスピーチにおいて性的な中傷表現を用いた生徒に対する学校による懲戒処分（停学処分を含む）の合憲性を支持したものとして、*Bethel Sch. Dist. No. 403 v. Fraser* (1986)。

たしかに社会内には子どもに対する差別的態度が存在している。したがって、少なくとも日本社会においては、立法過程において子どもという集団の利益が軽視されやすいような、人々の態度が社会内に存在するといってよいだろう。

もっとも、本章では、米国法上の法解釈を論じているため、厳密にいえば、日本社会のみならず米国社会の状況がこの3つ目の要件を満たすことも吟味しなくてはならない。そこで以下では、議論を補強するために、ステレオタイプの存在に関連するような（米国を中心とする）社会科学的な研究を紹介することとした。

具体的には、子どもに対して、誇張された否定的ステレオタイプが社会内に存在するかを検討する。人々は一般的に、子どもは大人と比較して能力や経験に劣ると考えている。日本でも他国でも、ステレオタイプとして、子どもという集団が人々から一般的に低能力のイメージを持たれていることについては、第二部で確認したとおりである（第6章6-2-1及び第5章5-3）。ちなみに、米国の連邦最高裁も、*Thompson v. State* (1988: 825-826, n.23) の脚注において、「精神異常者」（insane）や「脳機能の喪失者」と合わせて子どもを挙げ、歴史的に法がいかに子どもを無能力者として扱ってきたかについて要約したことがある。

とはいっても、大半の子どもの能力は大半の大人の能力と比べて、一定の側面においては一定程度劣っていることが多い、というのは事実であろう。人は子どもから大人へと年齢が上がるにしたがって、新たな能力や経験を獲得するためである。したがって、人々が子どもの能力について抱くイメージが実

349) ただし、参考までに、日本のデータとして筆者による第一部の法意識調査（第2章2-1-2参照）では、社会的態度の質問項目の中に、子どもに対する敵意や嫌悪を直接的に質問した項目が1つ含まれていた。表2-1の子ども③（子ども嫌いA）の「他人の子ども（中高生の年代）は正直あまり好きではない」という質問項目である。同項目の平均値は3.35であり、6件法の理論的な中立点（3.5）を下回った。したがって、社会全体として平均すれば、子ども嫌いが強い傾向があるとはいえないかった。他方で、同項目の結果からは、子ども嫌いの感情を持つ人が世の中にいる可能性も示唆された。すなわち、「強くそう思う」（50人、6.39%）、「そう思う」（89人、11.38%）、「どちらかといえばそう思う」（197人、25.19%）のいずれかを回答した人の合計は全体の4割に達した（計336人、計42.97%）。もっとも、この質問文では「他人の子ども」という表現を用いている。子どもに対する敵意・嫌悪が社会内に存在することを厳密に示すためには、別途「他人の（見知らぬ）大人」や「他人の（見知らぬ）高齢者」に対する社会的態度を調べて、その結果と比較する必要がある。

際の子どもの能力と合致しているのであれば、事実に基づく一般化であるとして、誇張された否定的ステレオタイプとはいがたい。そうではなく、人々が子どもの能力を実際よりも過小に捉えている場合に、立法過程において子どもの利益を根拠なく軽視することにつながるから、誇張された否定的ステレオタイプだといえる。

実は、連邦最高裁も、子どもに対する誇張された否定的ステレオタイプに基づいて子どもに対する特殊な扱いを正当化してはならない旨を述べたことがある。具体的には、*In re Gault* (1967: 29-30) では、ステレオタイプや過度な一般化を避けることの重要性が明示的に強調されたうえで、「州の〔刑事司法制度における〕子どもと大人の扱いにはあまりにも大きな隔たりがあるため、〔それを正当化するには〕単なる文飾の技巧以上の頑健な橋渡しが必要であり、単なる決まり文句以上のより説得的な理由付けが必要である」と述べられている³⁵⁰⁾。

とはいえ、ステレオタイプの不正確性 (=人々の認識と現実のズレ) を厳密に測定するのは、実は難易度の高い課題である。客観的に測定可能な基準が使えるとは限らないからである (Judd & Park 1993 参照)³⁵¹⁾。その難しさゆえに、社会心理学者の間でも、様々な集団に対するステレオタイプの正確性や不正確性を実証的に測定しようという試みは下火傾向にある。そこで、以下では、人々の認識と現実のズレに関する厳密な測定ではないものの、具体的なトピックをいくつか取り上げて、子どもの現実の能力は、人々が信じているほど無能ではないことを示唆するような知見をいくつか紹介する (9-2-3-1)。あわせて、子どもが比較される関係にある大人の側の能力についても、大人の現実の能力は、人々が信じているほど万能ではないことを指摘する (9-2-3-2)。

なお、人の具体的な能力の種類は、無数に存在する。そのため、子どもと大人のあらゆる能力について、網羅的に取り上げることは現実的に不可能である。そこで、特に法律家の関心が高いと思われるテーマとして、意思決定

350) また、連邦控訴裁判所レベルの判決として、*Ramos v. Town of Vernon* (2d Cir. 2003: 181) (第8章表8-1中の裁判例(15)) も参照 (ステレオタイプや一般化を避けることの重要性を明示的に指摘)。

351) Judd & Park (1993) は、先行研究をレビューしたうえで、ステレオタイプの正確性を評価することの難しさを強調している。

に関連する能力に焦点を当てて取り上げることにする。

9-2-3-1 人々が思っているより子どもは有能である

まず、子どもは意外と有能であることを紹介したい。意思決定に関連するトピックを4つ取り上げて、社会科学的な知見を紹介する。このように子どもの意思決定に関連する能力についての社会科学的な知見を分野横断的にレビューすること自体が実は珍しい試みであり、その意味でも一定の学術的意義があると思われる。具体的には、①幼い子ども（未就学児から小学生）の能力について、道徳的判断に関する研究の知見、②青少年の能力について、基本的認知能力に関する基礎研究の知見、③同じく青少年の能力について、投票能力（政治参加の能力）に関する応用研究の知見、④日常生活（学校）における子どもたちの意思決定能力について、教育実践・研究の知見、という4つのトピックである。

これらの4つのトピックは、一見すると統一性に欠けるようにも見えるかもしれない。しかし、いずれも意思決定に関連しており、子どもの能力の現実と人々の認識のズレを示唆できるようなトピックを慎重に選び出したものである。適切なトピックは、豊富に存在するわけではない。子どもが意外と有能であることを示すためには、子どもの能力の高さについて相当程度に明確な実証的知見が得られており、かつ、人々がそのような知見に意外性を感じるようなトピックでなければならないからである。

なお、序章 (0-3-2-3) でも触れたとおり、子どもの真の（潜在的）能力の解明というのは、実は容易ではないと思われる。顕在的に観察される子どもの能力は、現在の大人中心社会の中で与えられた未成熟な「子ども」という役割によって、外在的に規定されているだけかもしれない点に注意が必要だと思われる。

そうしたところ、子どもの真の（潜在的）能力に迫ることのできる主なアプローチとしては、次の3類型があると考えられる。以下に取り上げる知見も、基本的にこの3類型のいずれかに該当する。1つ目は、子どもの（社会的というよりは生物学的な）基礎能力に関する基礎研究である。基礎能力については、社会的役割による影響をさほど受けないと推測されるためである。例えば、青少年の基本的認知能力の研究（上記トピック②、9-2-3-1-2）がこの類型に該当する。2つ目は、現状の社会的役割のもとであっても、例

外的に高い能力を示した子どもの研究である。例えば、幼児の能力の研究（上記トピック①、9-2-3-1-1）のうち、自律的ベジタリアンの子どもの研究がこの類型に該当する。3つ目は、典型的な社会的役割から例外的に解放された状況下における子どもの研究である。例えば、青少年の投票能力の研究（上記トピック③、9-2-3-1-3）のうち、先進的に選挙権が付与されたオーストリアとスコットランドの16～17歳の投票能力の研究や、独特なデモクラティック・スクールの研究（上記トピック④、9-2-3-1-4）がこの類型に該当する。

それでは、4つのトピックについて、順番に詳細を見ていこう。

9-2-3-1-1 幼い子どもの道徳的能力

1つ目のトピックは、幼い子ども（未就学児から小学生の段階）の能力についてである。幼い子どものことを「怪獣」と呼ぶ人を、しばしば見かける。例えば、心温まる例としては、筆者の友人の弁護士は、自分の子どもたちのことを「我が家の怪獣たち」と（おそらく愛情を込めて）呼んでいる。いささか不愉快な例としては、米国のある著名なロースクールのフェミニスト法学院の教授が、「結局、子どもなんか不合理な怪獣（monster）だ！」と吐き捨てるように言うのを聞いたことがある³⁵²⁾。

子どもは、年齢にかかわらず、憲法上の「人」であり（第8章8-3-1参照）「怪獣」ではない。にもかかわらず、この「怪獣」という表現が暗示するところ、人々は（しかも偏見に対して敏感であるべき法律家さえも）、しばしば、幼い子どもは自律的な意思決定をする能力がないとみなしているように見受けられる。《子どもは善悪の判断ができず、大人の権威による指導に完全に依存している》という見方は根強いのではないだろうか。

しかし、こうした見方は、実証的な知見には反している。発達心理学の分野の研究は、幼い年齢の子どもであっても、大人の権威による指導を受けずに、自分自身で自律的な道徳的判断を下すことができるることを示してきた³⁵³⁾。

まず、幼い子どもであっても、道徳的な善悪を自律的に判断することができ、かつ、道徳的な義務と単なる慣習的な義務とを区別することができるところがわかっている³⁵⁴⁾。具体的には、未就学児であっても、反道徳的行為

352) ちなみにこれは、筆者が、母親の権利だけでなく子どもの権利ももっと真剣に取り上げるべきではないかと、その人に指摘したときのことである。

353) この分野の詳細な研究状況については、Harris (2012: 113-131) など参照。

（例：他の子どもを叩く）は、ルールがない状況下であってもやはり許されないことだと判断できる。彼らは、反道徳的行為は、単なる慣習違反の行為（例：絨毯の上の指定された場所に座らない）と比べてより深刻な違反であり、より罰を受けるに値するものだと評価する（Smetana 1981）³⁵⁵⁾。また、ルールがない状況下においては、反道徳的行為と比べて慣習違反の行為のほうが、より許容性が高いと評価する。幼い子どもの道徳的判断の基本的なメカニズムとしては、危害や苦痛を生じさせる行為について、それが道徳的に悪いことだと評価するようである。言い換えると、幼い子どもも被害者に共感することができるのだろうと考えられる（Davidson et al. 1983 参照）³⁵⁶⁾。さらに、大人の権威による指導ではなく、むしろ周囲の子どもたちとの相互交流こそが、子どもが道徳的判断のスキルを身に付けるための重要な要因であることを発見した研究もある（Siegal & Storey 1985; Smetana et al. 1984）³⁵⁷⁾。

これらの知見は、幼い子どもの内心での判断能力に関するものである。もっとも、内的判断と外的行動との間には一定のギャップがあり、必ずしも人の内心での判断が実際の行動にまで反映されるとは限らない。そうしたところ、外的行動の点についても、ベジタリアンの子どもを対象とした斬新な研究（Hussar & Harris 2010）がある。普通の肉食の家庭で育ったのに、なぜか家庭内で自分だけベジタリアンになると決めた6歳から10歳までの子どもたち（「自律的ベジタリアン」）にインタビュー調査を行った研究である³⁵⁸⁾。

354) 人々（幼児から大人までを含む）はその社会的領域（道徳的、社会慣習的、個人的など）によって異なる判断をすることがわかっており、この理論は社会的領域理論（social domain theory）と呼ばれる。中でも、道徳的領域と社会慣習的領域における幼い子どもの判断の違いについては、多くの研究の蓄積がある。詳細は、Turiel (2006: 826-838) 参照。

355) Smetana (1981) は、2歳から5歳までの保育園児を対象に、反道徳的行為と慣習違反行為を評価させる実験を実施した研究である。

356) Davidson et al. (1983) は、6歳から10歳までの子どもを対象にインタビュー調査を行い、彼らが反道徳的行為を悪いことだと評価する主な理由は、「他者の福祉」であることを示した。

357) 例えば、Siegal & Storey (1985) は、保育園の3歳から5歳までの子どものうち、入園したばかりの子どもよりも、周囲の子どもたちとの十分な交流経験のある古参の子どものほうが、反道徳的行為と慣習違反行為の区別が顕著になることを示した。Smetana et al. (1984) は、虐待・ネグレクトを受けた3歳から5歳までの子どもたち（つまり、両親からの適切な指導がなかった子どもたち）もまた、通常の子どもたちと同様に、反道徳的行為と慣習違反行為を区別することができることを示した。

358) 正確には、Hussar & Harris (2010) は、比較のために、肉食家庭の中の自律的ベジタリアンの子どもたち、ベジタリアン家庭の中の（従属的）ベジタリアンの子どもたち、肉食家庭の中の肉食の子どもたち、という3種類の集団にインタビュー調査をしている。

その結果、自律的ベジタリアンの子どもは、主に自分自身の道徳的判断（動物を苦しめるから肉食は悪いことだという判断）に基づいて、ベジタリアンになっていたとされる³⁵⁹⁾。もちろんこのような自律的ベジタリアンは、例外的な事例ではある。しかし、同研究の結果は、少なくとも一定数の幼い子どもは、大人に依存せずに道徳的判断をすることができるのみならず、自分自身の道徳的判断に従って一貫して行動することができることを示唆している³⁶⁰⁾。

9-2-3-1-2 青少年の基本的認知能力

次に、もう少し年齢層を上げて、青少年になった段階の子どもの能力について見てみよう。青少年は、年齢的には幼い子どもよりも大人に近くなる。そのため、幼い子どもとも大人とも違った、青少年に対する特有のイメージが社会には存在する（第6章6-2-1も参照）。特に、青少年はエネルギーに満ちあふれているが無謀で未熟だ、というイメージが抱かれがちである。米国社会では、1940年代初めに「ティーネイジャー」（teenager）という言葉が初めて使われるようになり、このようなイメージが出現した（Hine 1999: 3-4 参照）。例えば、歴史・文化の叙述家である Thomas Hine は、米国社会における青少年について、「アメリカはティーネイジャーについての独自のイメージを作り上げた。生意気で、未完成で、威勢がよく、理想主義で、荒削りで、エネルギーに満ちあふれ、無邪気で、貪欲で、あらゆる点において落ち着きなく変わり続けるというイメージである」と述べ、「今日のティーネイジャーは、本人の実績や能力にかかわらず、推定未熟の刑に服する」と表現している（Hine 1999: 10, 16）。

たしかに、青少年の社会的行動は大人と常に同じというわけではない。米国の人々を研究した発達心理学の知見によれば、現在の社会においては、人々の心理社会的安定性（リスク、刺激探求、衝動性、仲間からの影響耐性、未

359) さらに付言すると、Hussar & Harris (2010: 634-635) は、自律的ベジタリアンの子どもは、肉食者に対して寛容であることも発見している。この点については、肉食者に対する寛容性は、子どもたちが持つ誓約（commitment）の観念から説明できるのではないかと考察されている。肉食者はベジタリアンになる旨の誓約をしていないため、自律的ベジタリアンは肉食者を非難しなかったのではないかという説明である。

360) さらに付言すると、自分とは異なる意思決定であったとしても、他人の意思決定について寛容でいられることが示唆している（肉食者への寛容性についての前掲注 359 参照）。

来志向性などに関する心理的態度）は、20代後半以降も変化し続ける（Steinberg et al. 2009: 588-590)³⁶¹⁾。したがって、今日の青少年の社会的行動は、大人の社会的行動と比べると、よりリスクを伴い、より衝動的で、より周囲の仲間の影響を受ける傾向があるのは事実だといえる。おそらく、このような青少年の（大人と比べて相対的に）不安定な行動傾向が原因で、人々は青少年に対して「未熟者」という一般化されたイメージを持っているのであろう。

しかしながら、青少年があらゆる能力において大人に劣っているかといえば、それは事実ではない。特に注目すべき例として、人間の基本的認知能力（作業記憶能力や言語流暢能力）は、16歳までは伸び続けるが、それ以降は伸びないことを明らかにした研究がある。これは具体的には、広く使われている次の3種類のテストによって、実験参加者の認知能力を測定した結果の知見である（Steinberg 2009: 590-592）—①直近の回に見た文字列と1つ前の回に見た文字列とをどの程度区別できるかを調べるテスト（作業記憶における干渉耐性テスト）、②耳で聞いた13桁の数字列をそのままの順及び逆順で記憶するテスト（数字記憶テスト）、③ある特定のカテゴリーにあてはまる単語（例えば、ある特定の文字から始まる単語や「果物」のようなカテゴリー）を1分間でできる限り多く挙げるテスト（言語流暢能力テスト）。すなわち、16歳の青少年は、その社会的行動傾向が大人と異なっているとしても、その基本的認知能力は大人と変わらないのである。

9-2-3-1-3 青少年の投票能力

また、青少年の能力については、上記で紹介したような基礎研究のみならず、社会的な文脈の中での応用研究も存在する。その中でも特に子どもの法的地位に関連するものとして、ここでは青少年の投票能力（政治的成熟度）について取り上げたい。選挙における投票は、民主主義社会の根幹を成す重要な権利だからである（9-1-2 及び 9-2-2 参照）。

さて、日本では、2016年に選挙権年齢が20歳から18歳に引き下げられたが（序章0-2-2 参照）、実は、これは国際的な潮流からは周回遅れの動向である。国際的には、近時ヨーロッパを中心に、選挙権年齢を18歳から16歳に引き下げるべきか否かの政治的論争が活発になっている（Peto 2018: 278; 小

361) リスク認識尺度、刺激探求尺度、衝動性尺度、仲間からの影響耐性尺度、未来志向性尺度という5つの異なる尺度を用いて、心理社会的安定性を測定した結果の知見である。

（串 2015 参照）。米国においても、選挙権年齢を 16 歳に引き下げるべきとの意見は、しばしば見受けられる³⁶²⁾。単なる政治的論争にとどまらず、実際に選挙権年齢を 16 歳に引き下げる国も存在する³⁶³⁾。オーストリアは、2007 年に、ヨーロッパで初めて選挙権年齢を 16 歳に引き下げる³⁶⁴⁾。オーストリアに続いて、スコットランドも、2014 年の英國からの独立をめぐる住民投票において 16 歳に投票権を認めたのち、2015 年に選挙権年齢を 16 歳に引き下げる（Eichhorn 2018: 366 参照）。ギリシャも、2016 年に選挙権年齢を 17 歳に引き下げる³⁶⁵⁾。ドイツでも、州政レベルでは、16 歳に選挙権を認めている先駆的な州が存在する³⁶⁶⁾。ノルウェーでは、2011 年に、選定された約 20 市の市政選挙において、選挙権年齢を 16 歳に引き下げる試験的な試みがなされたことがある（Bergh 2013: 92 参照）。英國では、未だ実現には至っていないものの、リベラル派の主要な政党はいずれも 16 歳選挙権を公約に掲げているとされる（Peto 2018: 278 参照）。とはいっても、各国において、16 歳選挙権に反対する意見も根強い。人々は、18 歳未満の青少年には、選挙に参加するために必要な投票能力（政治的成熟度）が欠如していると考えがちなのである³⁶⁷⁾。

しかし、政治学の分野などにおける実証研究は、16 歳にも十分に投票能力

362) 例えば、法学者による論文として Hamilton (2012)。また、コラムや社説の例として、Laurence Steinberg, "Opinion: Why We Should Lower the Voting Age to 16," N.Y. Times, 2018.3.2 付や、"Why the Voting Age Should Be Lowered to 16: Vote Early, Vote Often," Economist, 2017.2.4 付など。

363) なお、いずれも先進国ではないが、ヨーロッパ以外にも 18 歳未満の選挙権年齢を採用している国は存在する。ブラジル、キューバ、エクアドル、ニカラグアの選挙権年齢は 16 歳であり、東ティモール、インドネシア、北朝鮮、スーダンの選挙権年齢は 17 歳である。また、イギリス王室属領のマン島、ガーンジー、ジャージーの各自治区の選挙権年齢は 16 歳である。米国中央情報局（CIA）のデータベース（<https://www.cia.gov/the-world-factbook/field/suffrage/>, 2021/8/18 アクセス）による。ちなみに、アジアにおける近年の動向としては、マレーシアと韓国が選挙権年齢を 18 歳に引き下げる（いずれも 2019 年に改正成立）。

364) "Austria: Voting Age Lowered to 16," N.Y. Times, 2007.6.6 付参照。

365) "Greece Lower's Voting Age to 17," Greek City Times, 2016.7.22 付参照。

366) "A State in Germany Lowers Voting Age to Sixteen," Spiegel Online, 2011.5.19 付参照。

367) 英国の例だが、同国では、18 歳の選挙権年齢を維持すべきであると提言した英國選挙管理委員会の報告書（Electoral Commission 2004）が出されたことがある。これは、世論の多数派が現在の選挙権年齢を支持しているという質問票調査の結果に基づいて出された報告書であったが、質問票調査では人々が選挙権年齢を 18 歳に維持すべきだと考える理由についても質問されていた。その結果、主な理由は、「16 歳には十分な人生経験がないこと」「16 歳は十分に成熟していないこと」と「16 歳で意思決定をするのは幼過ぎること」であった（Electoral Commission 2004: 3-5, 39-43）。

が備わっていることを示してきた。一言でいえば、16 歳と 17 歳の青少年の政治的成熟度は、大人と変わらないことが示されてきた³⁶⁸⁾。16 歳と 17 歳の投票能力を正確に検証するためには、彼らが現に選挙権を付与された状況下で測定する必要がある。なぜならば、年齢にかかわらず、現に有権者でなければ、政治に関心を持つことは難しいはずだからである。その意味で、選挙権年齢が 16 歳に引き下げるされた国（オーストリアとスコットランド）は、16 歳と 17 歳の投票能力を真に検証することを可能にした希少な国だといえる。実際、オーストリアとスコットランドの研究では、選挙権が付与された後に、16 歳と 17 歳の政治的関心が上昇したことが発見されている（Zeglovits & Zandonella 2013; Eichhorn 2018）³⁶⁹⁾。そして、オーストリアの研究では、選挙権付与後において、16 歳と 17 歳の人々の政治的知識、政治的関心、選挙以外の政治参加、投票選択の質が大人と同水準であることが測定されている（Wagner et al. 2012）³⁷⁰⁾。さらに、オーストリアの別の研究では、16 歳と 17 歳による投票率は国民全体の投票率と同程度であり、18 歳から 25 歳までの年齢層の投票率よりもむしろ高いことも明らかにされている（Zeglovits & Aich-

368) なお、逆に 16 歳は政治的に未熟であると結論付けて注目を集めた論文（Chan & Clayton 2006）もある。同論文は、英國の複数の質問票調査のデータを分析し、青少年の政治的知識、政治的態度の一貫性、政治的態度の安定性は、大人よりも低いと結論付けた。しかしながら、Chan & Clayton (2006) による考察・結論には、多くの（致命的な）問題点があり、実証研究としての内的妥当性に欠ける。同論文の最大の問題は、上記結論が彼ら自身の分析結果と矛盾しているということである。一例を挙げると、彼らが整理した政治的知識の調査結果では、4 問中 3 問（例：首相の名前）において、16～17 歳の政治的知識は 18～19 歳よりもむしろ高かったという結果が示されている（が、考察・結論では無視されている）（Chan & Clayton 2006: 549, fig. 7）。同論文の問題点をすべて逐一指摘することは省略するが、主な問題点については Peto (2018: 280-281) 参照。

369) Zeglovits & Zandonella (2013) は、オーストリアを対象として、2004 年と 2008 年の質問票調査によってそれぞれ測定された 16～17 歳の政治的関心の程度を比較した研究である。「政治にどのくらい関心を持っていますか」や「テレビ、ラジオ又は新聞の政治ニュースをどのくらいの頻度で追っていますか」といった質問（いずれも 4 件法）に対する回答を分析に用いている。Eichhorn (2018) は、スコットランドとその他の英国内の地域における 16～17 歳の政治的関心の程度を比較した研究である。2015 年の質問票調査によって測定された、政治参加、政治的信頼、情報源の活用、選挙の意義の認識に関する 7 つの質問に対する回答を分析に用いている。その結果、すでに選挙権が付与されているスコットランドでは、その他の英国内の地域よりも、16～17 歳の政治的関心が高いことを明らかにした。

なお、他方で、ノルウェーで試験的に市政選挙での投票が認められた際には、16～17 歳の政治的成熟度に上昇は見られなかったという研究結果もある（Bergh 2013）。市政レベルの単なる試験的な試みでは、彼らの政治的成熟度を上昇させるには不十分だったのかもしれない。

holzer 2014) ³⁷¹⁾。

ちなみに、米国にも、16歳の投票能力に関する研究が存在する。同国の選挙権年齢は18歳であり、16歳には選挙権が未だに付与されていない状況である(9-2-2参照)。しかし、そのような状況下であっても、16歳にはすでに大人と同程度の政治的成熟度が備わっていることが示唆されている。具体的には、米国の16歳の政治的知識、政治的関心、政治的スキル、政治的有効性、寛容性、社会奉仕活動は、すでに大人と同水準であることが明らかにされている(Hart & Atkins 2011) ³⁷²⁾。また、関連して、16歳はすでに多元的な複雑な市民(citizenship)の概念を持ち合わせていることを明らかにしたベルギーの研究もある(Dejaeghere & Hooghe 2009) ³⁷³⁾。

9-2-3-1-4 日常生活(学校)における総合的能力

最後に、学校に関する研究を紹介することで、日常生活の中での意思決定に関する子どもの総合的な能力についても取り上げたい。

370) Wagner et al. (2012) は、2009年の質問票調査のデータを分析した研究であり、具体的な測定方法は次のとおりである。政治的知識は、ある政党が左右の2次元上のどこに位置するかを適切に回答できたかで測定。政治的関心は、政治全般や近く迫った州議会選挙への注目度に関する8つの質問によって測定。選挙以外の政治参加は、いくつかの仮想の政治的活動(例: 政治家にコンタクトをとる、署名を集める)を行いたいと思うかを質問することで測定。投票選択の質(回答者が、当該回答者の意見を最もよく代表する政党を選んでいるか)は、回答者が支持する政党の立場と、左右の2次元上における回答者自身の立場の自己評価とを比較することで測定。

371) Zeglovits & Aichholzer (2014) は、2件の市政選挙(首都であるウィーンの2010年の選挙と、小さい市であるクレムスの2012年の選挙)の公式の投票者リストのデータを分析した研究である。分析した投票者リストには、すべての選挙権者について、当該選挙で投票したか否かの情報が含まれていた。16~17歳は高い投票率を示しており、しかもこの高い投票率は初回投票者の投票率が高くなる傾向(アースター効果)のみによっては説明できなかった。これらの選挙においては、18~20歳の選挙権者もまた初回投票者だったからである。

372) Hart & Atkins (2011) は、1996年の全米家庭教育調査(National Household Education Survey)における大人と青少年のサンプルを分析した研究であり、具体的な測定方法は次のとおりである。政治的知識(市民的知識)は、主要な政党の政治的立場に関連する質問などによって測定。政治的関心は、全国ニュースを見る(聞く)頻度によって測定。政治的スキルは、選挙以外の政治参加に関する質問によって測定。政治的有効性は、主観的な政治の理解・有効性に関する質問(例:「私の家族は、政府がすることについて全く発言権がない」と思うか)によって測定。寛容性は、他者の表現の自由への寛容性によって測定(例:ある人が、宗教に反対するスピーチをすることを認めるべきか)。社会奉仕活動は、前年において何らかの社会奉仕活動を行ったかによって測定。

373) ベルギーも米国などと同様に選挙権年齢は18歳。Dejaeghere & Hooghe (2009) は、ベルギーの16歳の高校生を対象とする2006年の質問票調査のデータを分析した。

今日の学校は、一般的には、大人がトップダウンで子どもを管理・統制するという特徴を有している³⁷⁴⁾。産業革命の時代になぞらえて「工場型(factory-model)学校」という表現で揶揄されることもある³⁷⁵⁾。つまり、大人の経営者・管理職によって学校が運営され、標準化されたカリキュラムにもとづいて、大人の教師が子どもの児童・生徒を指導するという構図が確立している。このような今日の学校教育制度の設計は、《大人の権威による強力な指導なしには、子どもが学校生活を送ることは不可能に違いない》という人々の固定観念が具現化されたものだといえよう。

これに対して、例外的に、子どもの自由と自主性を最大限重視する独特的な教育方針を採用する学校(「デモクラティック・スクール」と呼ばれる)も各国に存在する。著名な学校としては、米国のサドベリー・バレー・スクール(Sudbury Valley School, 以下「SVS」) ³⁷⁶⁾ や英国のサマーヒル・スクール(Summerhill School) ³⁷⁷⁾ などが挙げられる。個々の学校によって、教育実践の細部は異なるが、主なデモクラティック・スクールは次の2つの共通する特徴を有している。1つ目の特徴は、子どもは授業への参加を強制されず、学校内の時間の過ごし方を一人一人が自分で好きなように決めることである³⁷⁸⁾。2つ目の特徴は、子どもたち自身による民主的な学校運営がなされていることである。「全校会」(School Meeting)と呼ばれる全校規模の合議体の意思決定機関が設けられており、学校の運営に関するあらゆる事項(例: 校内ルールの

374) 米国では、この特徴は、1990年代からのゼロ・トレランス政策(zero tolerance policy)の普及によってさらに増強されたように見受けられる。米国の学校教育におけるゼロ・トレランス政策については、Henault (2001) など参照。

375) 例えば、Audrey Watters, "The Invented History of 'The Factory Model of Education,'" Hack Education, 2015.4.25付、<http://hackeducation.com/2015/04/25/factory-model> [https://perma.cc/6HDK-DSJ9]、2021/8/18 アクセスなどを参照。

376) 米国でおそらく最も知名度が高いのは、1968年にDaniel Greenbergによって創立されたSVSである。マサチューセッツ州フランク林ガム市にあり、4歳から19歳までの子どもたちが在籍している(Greenberg 1995: 1)。同校の詳細は、Greenberg (1995) 及び Greenberg et al. (2005) 参照。

377) 世界で最も古いこの類の学校は、1921年にA.S. Neillによって創立されたサマーヒル・スクールである(当初はドイツで開校、のちに英国に移転)。Neillは、子どもの成長における子ども個人の自由を追求し、子どもは抑圧・支配から自由になることで最もよく学ぶという理念に基づいて、学校を創立した。同校の詳細は、Neill (1960) 及び 堀 (1999) 参照。

378) 例えば、やや極端な例かもしれないが、SVSで実際にいた子どもの事例の紹介として、「一年中、毎日、一日中」魚釣りだけをしていても全く構わないとされている(Greenberg 1995: 37)。

追加・改定や、ひいては大人の教職員の雇用など)はそこで決定される仕組みになっている³⁷⁹⁾。そこでは、大人も子どもも年齢にかかわらず全員が等しく1票ずつの投票権を持つ³⁸⁰⁾。さらには、子どもたちが中心になって主催する司法的な紛争解決制度(学校内の日常におけるもめごとを解決するための陪審的手続き)まで備えている学校もある³⁸¹⁾。

「工場型」学校の固定観念に囚われた人は、このような学校が機能するはずがないと拒否反応を示すかもしれない。しかし、このようなデモクラティック・スクールの教育実践は、単なる一過性の実験的試みではない。すでに数十年にわたって存続し、実際に成果を上げてきた教育実践である³⁸²⁾。SVSの卒業生を対象にした社会学的なインタビュー調査が実施されたことがあり、その効果は実証的にも検証されている³⁸³⁾。同調査の結果として、ほとんどの卒業生は一流大学を含む高等教育機関(学部レベルや大学院レベル)に進学しており、幅広い分野のきちんとした職に就いていたとされる(Greenberg et al. 2005: 145-152, 29-38)³⁸⁴⁾。そして何より、ほとんどの卒業生が自分自身の人生がうまくいっていると感じており、現在の暮らしに高い満足感を持っていたとされる(Greenberg et al. 2005: 331-345)。

これらの学校の教育実践は、決して一般的なものではないかもしれない。しかし、その革新的な教育実践からは、大人による管理・統制から解放された環境下における、子どもたちの日常生活における意思決定能力についての

379) 全校会の詳細については、斎藤(2015)も参照。同論文は、日本国内のデモクラティック・スクールの全校会についての事例研究である。

380) 子どもの人数のほうが、はるかにスタッフよりも多い。例えば、SVSの場合には約7対1である。また、全校会の議長も、大人ではなく子どもが務める。したがって、文字通り、子どもたちが学校を統治する構図になっている(Greenberg 1995: 105-108 参照)。

381) 例えば、SVSには、「司法委員会」(Judicial Committee)と呼ばれる制度がある。この司法委員会は、全校会の傘下に位置する機関であり、無作為に選ばれた様々な年齢の子どもたち数名とスタッフ1名によって構成される陪審的な仕組みである。主に誰かが校内ルールを破った(例:自習用の静寂室でうるさくした)という苦情などの問題について、事実関係の調査(通常は目撃者からの聞き取り)を行い、裁定する(Greenberg 1995: 172)。

382) 英国のサマーヒル・スクールは約1世紀にわたって存続しているし、米国のSVSも半世紀にわたって存続している。

383) 20代前半から40代後半までの様々な年代の卒業生119人を対象としたインタビュー調査が、2002年から2003年にかけて実施された(Greenberg et al. 2005: 16-17)。

384) なお、クリエイティブな職種(芸術やデザインなど)が若干多い傾向にあった(Greenberg et al. 2005: 29-38)。

重要な知見を得ることができる。すなわち、学齢期の子どもたちは、大人の権威による指導なしに自律的な意思決定をすることができ、自分たち自身のコミュニティー(学校)を民主的に運営することができ、自分たち自身の司法的な制度を運営することまでできる能力を持つことが示唆されている。

9-2-3-2 人々が思っているほど大人は有能ではない

次に、大人の意思決定の能力をめぐる人々の認識と現実のズレについても指摘しておきたい。子どもの能力は、しばしば大人の能力と比較される形でイメージされる。そして、子どもと大人を比較する文脈では、ときに大人の意思決定が常に正しいかのような万能感が抱かれているようにも見受けられる。しかし、実際には、大人であっても人々が思っているほど有能ではない。その結果、人々は、子どもと大人の能力のギャップを実際よりも過大に認識しているように見受けられる。

実際には、大人になったあとも、人の意思決定は不安定なものである。以下では、①認知バイアスに対する脆弱性(不合理な行動)と②状況に対する脆弱性(非倫理的な行動)という2種類の社会科学の知見を取り上げることで、この現実を指摘する。いずれも、当該分野の基本的な知見はあるが、なじみのない読者にも脆弱性のインパクトの大きさが伝わりやすいように、なるべく具体的に紹介する。

9-2-3-2-1 認知バイアスに対する脆弱性(不合理な判断)

意思決定をめぐっては、(各人に多少の個人差があるにせよ)理性的な人は常に合理的な判断を下すものだ、という幻想が抱かれがちである。しかし、近年の行動経済学の発展によって、たとえ大人であっても、そしてたとえ重要な事項についての意思決定であっても、人は不合理な判断をすることがあり、その不合理さには(単なるランダムな個人差ではなく)一定の系統立った規則性があることが解明されつつある。

行動経済学は、心理学や認知科学の手法・知見を用いることで、より現実に即した形で、人の経済行動の理論を構築しようとする比較的新しい分野である。萌芽的研究は1970年代頃からすでに出現していたが、1990年代になってから経済学の一分野として経済学界に受け入れられた(Camerer & Loewenstein 2004: 5-7 参照)。行動経済学は、単なる心理学や認知科学ではなく、経

済学の一分野として発展したことによって、特に大きなインパクトを有することとなった。すなわち、伝統的な経済学（新古典派経済学）では、基本的に、経済の合理性のみに基づいて行動する完全なる合理人という人間像 (*homo economicus*) に基づいて、経済学の理論が構築されていた。これに対して、行動経済学は、伝統的な合理人モデルの弱点に焦点を当て、現実の人間行動により即した新しいモデルを構築することを試みてきた。それによって、理論上の合理的行動と現実の不合理な人間行動との間のギャップが浮き彫りになったわけである。

行動経済学が扱ってきた具体的な認知バイアスの種類は多々あるため、その全貌については行動経済学の解説書等³⁸⁵⁾を参照されたい。例えば、アンカリング効果、フレーミング効果、損失回避（第10章10-1-2参照）、代表性ヒューリスティック、サンクコストといったものなどがある。

ここでは、一例として、特に意思決定の脆弱性を明確に示し、かつ、その影響が直感的にも理解しやすいアンカリング効果について具体的に紹介する。アンカリング効果とは、人が何かを数値で推定・評価する際に、無意識のうちに、対象事項とは全く関係のない数字によって影響を受けてしまうという認知バイアスのことである³⁸⁶⁾。何かの数値を推定するとき、人は無意識のうちに特定の初期値（アンカー）から推定を開始する。初期値から調節して推定するわけだが、最終的な推定値は初期値に影響を受けることが多い。そして、対象事項に無関係の数値でさえもアンカーとして機能し得ることがわかっている。例えば、国連加盟国のうちアフリカ諸国の割合を推定させた古典的な実験（Tversky & Kahneman 1974: 1128）では、質問の前に「10」という数値を見た回答者群による推定割合（中央値）は25%にとどまったのに対して、「65」という数値を見た回答者群による推定割合（中央値）は45%にも達したとされる。

ちなみに、一般人だけでなく法律家もまた、各種の認知バイアスによる影響を受けることがわかっている。すなわち、裁判官や弁護士による意思決定

385) 行動経済学の基本については、例えば、Kahneman (2011) や Dhami (2017) など参照。また、日本語による行動経済学の入門書としては、例えば、大垣・田中 (2014) などがある。

386) アンカリング効果の概要については、Kahneman (2011: 119-128) や Dhami (2017: 46, 1344-1345, 1370-1375) など参照。

も、アンカリング効果などの認知バイアスによる影響を受けることを示した実証研究が蓄積している³⁸⁷⁾。一例を挙げると、米国の連邦下級判事 (federal magistrate judge) に交通事故のシナリオをもとに損害賠償額を認定してもらった実験では、アンカーなし条件群では、アンカーあり条件群と比べて、損害賠償の認定額が約2倍近くにもなったとされる (Guthrie et al. 2001: 790-794)。法律家のように、合理的判断を下すことについて特に高い能力を持っていると考えられている大人でさえも、認知バイアスによる影響からは逃れることができないのである。

一例としてアンカリング効果についてのみ具体的に紹介したが、このように認知バイアスの効果は、決して瑣末な意思決定に対する瑣末な影響にとどまるものではない。重要な意思決定に対して結論を左右するほどの影響を与えるものである³⁸⁸⁾。たとえ大人であっても、そして、たとえ重要な事項についての意思決定であっても、人は容易に不合理な判断をし得るのである。

9-2-3-2-2 状況に対する脆弱性（非倫理的な行動）

また、善良な人は決して非道なふるまいなどするはずがない、と思われがちである。しかし、これも誤った思い込みである。大人であっても人の意思決定と行動は、その人が置かれる状況に対して脆弱であることが指摘してきた。

近年は研究倫理上の制約が厳しいため、人の非倫理的な行動に関する研究は新たには発展しにくい環境にあるが、インパクトの大きい結果を示した古典的な研究がある。ここでは、アイヒマン実験とスタンフォード監獄実験という2つの著名な研究を紹介したい。

まず、アイヒマン実験とは、1960年代のStanley Milgramによる一連の実

387) 法律家の意思決定への認知バイアスの影響に関する実証研究のレビューは、Saito (2018: 20-22) など参照。主な研究を挙げておくと、米国の裁判官を対象とした実験によって、アンカリング、フレーミング、後知恵、代表性、自己中心的といった5つのバイアスのいずれもが意思決定に影響を与えていていることを示したものとして、Guthrie et al. (2001)。ドイツの裁判官と検察官を対象とした実験によって、アンカリング効果の影響を示したものとして、Englich et al. (2006)。米国の弁護士を対象とした実験によって、フレーミング、確証、非帰結主義的な理由付け、サンクコストといった4つのバイアスが弁護士の意思決定に影響を与えていることを示したものとして、Wistrich & Rachlinski (2013)。

388) Kahnemanの言葉を借りると、「重要な選択〔でさえも〕、当該状況の全くささいな特徴によってコントロールされる」(Kahneman 2011: 374)。

験である (Milgram 1974; 同 1963 参照)³⁸⁹⁾。実験の結果、ごく普通の人でさえも、容易に権威に従い、残虐な行動を行い得ることが明らかになった。同実験では、実験参加者（イェール大学の近隣住民）は、学習における罰の効果を解明する実験だという認識で実験に参加し、①自身とペアになった学習者（さくら）が単語記憶テストにおいて答えを間違えた場合に、電気ショックを与えることと、②学習者が間違えるごとに、電気ショックの強さを上げることを指示された (Milgram 1974: 17-19)³⁹⁰⁾。実験者から実験を継続することを繰返し指示された結果、過半数もの実験参加者が、最も強い 450 ボルトのショック（「危険：深刻なショック」よりもさらに上の「XXX」という恐ろしいラベルが貼られたボタン）に至るまで電気ショックを与え続けたとされる (Milgram 1974: 35)³⁹¹⁾。

また、その科学的信頼性にやや疑問が呈されている研究ではあるが³⁹²⁾、1971 年の Philip Zimbardo によるスタンフォード監獄実験 (Haney et al. 1973) は、人の行動はその状況において与えられた役割に影響されることを示唆した³⁹³⁾。同実験では、実験参加者（大学生）が看守役か囚人役のいずれかの役割をランダムに割り当てられて、約 1 週間の模擬刑務所の生活を送った³⁹⁴⁾。その結果、看守役は、囚人役に対する高圧的態度や攻撃的行動を頻繁に見せるようになり、時間が経つにつれてエスカレートしていったとされる。そして、囚人役は、より受動的な応答をするようになったうえ、憂鬱、泣叫び、怒り、不安といった精神的问题が生じたとされる (Haney et al. 1973: 9-11, 15-17)。単なるシミュレーション実験であったにもかかわらず、看守役の行動は刑務所の秩序を維持するという自身の役割に影響され、囚人役の行動もま

389) 第二次世界大戦中のナチスドイツで生じたユダヤ人の大量虐殺は、作戦指揮者であった Adolf Eichmann らの人格的異常性に起因していたわけではなく、ごく普通の人でも自分が置かれた状況によっては残虐な行動を行うのではないか、という問題意識に基づいて実施された実験である。

390) なお、学習者役はさくらの実験補助者であり、実際には電気ショックを受けていない。この実験の真の目的は、実験参加者の行動と権威（イェール大学で実施される学術研究であるという権威）への服従を観察することにあった (Milgram 1974: 14-17)。

391) Milgram による一連の実験では、実験条件の細部は実験ごとに若干異なるが、標準的な実験条件は、（さくらの）学習者は 150 ボルトのショックの時点で実験の中止を求めて叫び、300 ボルトの時点でテストの質問に回答しなくなり、315 ボルトの時点で沈黙・無音になるとというものであった (Milgram 1974: 21)。40 人中 25 人の実験参加者が、450 ボルトのショックを与えるまで続けた (Milgram 1974: 35, Experiment 2 in Table 2)。

た自身の役割に影響されたのである。

上記 2 つの研究は、1960 年代から 70 年代にかけて実施された古典的な研究である。研究倫理上の問題で、近年は、これらの研究と同水準に衝撃的な実験を実施することは困難になっている。しかし、①人の行動は自分が置かれる状況によって影響され、②善良な普通の人（大人）であっても非倫理的な行動を容易に引き起こし得る、という知見の核心部分は、近年でも依然として支持されている³⁹⁵⁾。

9-2-4 伝統的 3 要件に基づく帰結

本章では、《子どもと大人の区分》にいかなる違憲審査基準を適用すべき

392) 特に、2018 年には、スタンフォード大学の資料室から発見された実験当時の音声記録に基づいて、重大な指摘がなされている。論文 (Haney et al. 1973) 中の説明とは異なり、実際には実験者（刑務所長役として実験補助を担当していた学生）が看守役に対して強硬的ふるまうように指示していたのではないかという指摘である (Ben Blum, "The Lifespan of a Lie," Medium, 2018.6.7 付、<https://medium.com/s/trustissues/the-lifespan-of-a-lie-d869212b1f62> [https://perma.cc/5VP5-PJBD]、2021/8/18 アクセス参照)。たしかに、公開された音声記録を聞く限り、刑務所長役の学生による囚人役に対する発話には、実験上不用意な点があったように見受けられる。そのため、《人々の行動は与えられた役割によって自然に（何の指示もなし）規定された》という Zimbardo らの当初の結論は支持しにくい。他方で、実験補助の学生の管理が不十分であったという問題はあるものの、同実験が全くのデクラメだったと過剰に非難するのもやや行き過ぎに思える。したがって、同実験の結果については、《人々はその状況において与えられた役割に影響されるが、他方で当該役割に入り込むためには権威からの指導や少なくとも何らかの誘導が必要である》という程度に解釈するのが妥当なよう筆者には思われる。なお、上記批判に対する Zimbardo 自身による反論については、Philip Zimbardo, "Philip Zimbardo's Response to Recent Criticisms of the Stanford Prison Experiment," Stanford Prison Experiment, <http://www.prisonexp.org/response> [https://perma.cc/B325-HBEC]、2021/8/18 アクセス参照。

393) スタンフォード監獄実験の詳細については、同実験の HP でも概要の紹介がなされている ("The Story: An Overview of the Experiment," Stanford Prison Experiment, <http://www.prisonexp.org/the-story/>, 2021/8/18 アクセス)。

394) 実験参加者は 21 人の大学生であり、模擬刑務所は可能な限り現実味が出るように設計された。例えば、実験開始時には、囚人役は本物の警察官によって実際と同じ手続で「逮捕」され、本物の警察署に連行されるところから始められた。なお、当初は実験参加者の様子を 2 週間観察する計画でスタートしたが、模擬刑務所の様子がエスカレートしたため、実験開始の 6 日後に打ち切りとなった (Haney et al. 1973: 5-10)。

395) Milgram の実験を近年再現した珍しい試みとして、Burger (2009) がある。同研究は、電気ショックの最大レベルを 150 ボルトまでとした軽い条件下での再現を行い、Milgram の実験と同様の結果を得ている。また、先行研究をレビューしたうえで、状況が社会的行動の規定要因の 1 つであると結論付けたものとして、Blass (1991) も参照（ただし、同論文は、状況のみならず、個人的要因による影響についても指摘している）。

かについて論じた。まず、審査基準を決定するための伝統的3要件の基準を紹介した。この3要件が、米国で伝統的に確立された基準であり、様々な集団（区分）についての平等原則をめぐる過去の連邦最高裁判例の結論とも整合性があることを確認した。さらに、その本質は、内集団－外集団バイアスなどといった社会科学的な知見とも整合性があることを指摘した。

そのうえで、子どもは可視的かつ不可逆的な特徴によって定義される集団であること（1つ目の要件）と、子どもの政治参加の機会は欠如していること（2つ目の要件）を論じた。また、子どもに対する誇張された否定的ステレオタイプが社会内に存在すること（3つ目の要件）も論じた。誇張の度合いを直接的に測定するような研究はないものの、意思決定に関連する能力に関する具体的なトピックを取り上げて、社会科学的な知見を紹介した。それによって、人々が思っているよりも子どもは有能であること、そして逆に、人々が思っているほど大人は有能ではないことを指摘した。

したがって、3つの要件をすべて満たすといえる。結論として、子どもという集団は（準）疑わしい区分に該当し、平等保護条項（米国憲法修正第14条）に基づいて《子どもと大人の区分》を違憲審査する際には高度審査を適用するのが妥当だと考えられる。

ま 行
 マイノリティー 16, 18, 194
 子どもの——化 4, 5
 他の——集団 64, 65, 97, 193, 277
 未熟 52, 92, 153, 236, 237
 密室性 156
 民事訴訟 156
 民主党 6
 民法 7
 民法成年年齢部会 7
 明治維新 2, 3
 メリーランド州 219, 228
 目撃供述 156

や 行
 夜間外出制限 205, 206, 209
 遺言書作成年齢 37, 45
 遊興に関する年齢カテゴリー 45, 46, 60, 71
 輸血 37, 40, 45
 養育費 202, 280
 幼児に対するステレオタイプ 138, 142, 144, 152
 養親年齢 37, 45
 横田光平 13
 世論調査（過去の） 30, 31, 33

ら 行
 理想年齢 37, 39, 73, 88
 立法事実 9, 10, 34, 298
 立法者の認知の歪み 223, 224
 留保価値（reservation value・ボトムライ

ン） 174, 180, 184, 185
 連邦最高裁 197, 200, 277
 労働の年齢 37, 45, 205, 208

わ 行
 和解交渉 167
 我々と彼らの認知枠組み 218, 223, 225, 252

英 文
 ADEA → 雇用における年齢差別禁止法（ADEA）
 AI 技術 10, 12, 302
 Ariès, Philippe 2
 Bartholet, Elizabeth 18, 65
 BIAS マップ 127, 128, 147, 149, 152, 225
 Clinton (Rodham), Hillary 225
 Cohen, Howard 18
 Ely, John Hart 218, 221
 Farson, Richard 18
 Fiske, Susan T. 121, 224
 Greenberg, Daniel 241
 Hine, Thomas 236
 Holt, John 18
 Locke, John 271
 Minow, Martha 14
 Neill, A. S. 241
 Parfit, Derek 270, 275
 SCM → ステレオタイプ内容モデル（SCM）
 Stone, Harlan F. (判事) 216
 Trump, Donald J. 222, 251
 WTA/WTP 254, 256, 260

著者略歴

東京大学社会科学研究所准教授
 2008年東京大学法学部卒業。司法修習生（旧62期）、アンダーソン・毛利・友常法律事務所勤務等を経て、2015年東京大学大学院教育学研究科修士課程修了、2015年ハーバード大学ロースクール LL.M. 課程修了。
 東京大学大学院法学政治学研究科助教、同特任講師を経て、2021年より現職。
 専門は法社会学。

子どもと法

子どもと大人の境界線をめぐる法社会学

2022年2月25日 初版

[検印廃止]

著者 さいとうひろはる
 斎藤 宙治

発行所 一般財団法人 東京大学出版会
 代表者 吉見俊哉
 153-0041 東京都目黒区駒場4-5-29
<http://www.utp.or.jp/>
 電話 03-6407-1069 Fax 03-6407-1991
 振替 00160-6-59964

組版 有限会社プログレス
 印刷所 株式会社ヒライ
 製本所 牧製本印刷株式会社

©2022 Hiroharu Saito
 ISBN 978-4-13-036155-2 Printed in Japan

JCOPY (出版者著作権管理機構 委託出版物)

本書の無断複写は著作権法上での例外を除き禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、出版者著作権管理機構（電話 03-5244-5088, FAX 03-5244-5089, e-mail info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。